

月刊

# 日本行政

9

## Top Message

no.646 2026  
september

## 地域を支える「かかりつけ 行政書士」の定着を目指して

## Leadership

- ・ 令和8年改正法の先へ：専門性の可視化による行政書士の未来

## Special Report

- ・ 農業経営の安定化や規模拡大を支援する農業経営発展計画制度について
- ・ 行政書士会 ADR の意義と展望

## Topics

- ・ 理事会の開催報告
- ・ 公明党行政書士制度推進議員懇話会総会に参加
- ・ 自由民主党行政書士国会議員懇話会に参加
- ・ Tokyo Pride 2026 参加報告～  
すべての人の権利の実現のために ～ Human Rights Defender ～



◎「月刊日本行政」の紙版の発行・発送は、令和7年  
4月号から隔月（奇数月号のみ）となりました。  
詳細はお知らせ記事を御確認ください。

宮本  
重則

日本行政書士会連合会会長



# 地域を支える「かかりつけ行政書士」の定着を目指して

昨今の社会の急速なデジタル化に伴い、行政手続についてもオンライン化が進み、住民や事業者の皆様が時間や場所を問わず様々な手続を行うことができる環境が整いつつあります。

また、今年1月から施行された改正行政書士法において、士業法で初めて「デジタル社会への対応」が行政書士の職責として位置付けられました。さらに、7月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2026」（骨太方針2026）において、行政書士制度の歴史上初めて「改正行政書士法を踏まえ、適切な対応を図る。」との文言が明記され、国の予算編成方針に位置付けられました。このような制度改正や政府方針への位置付けは、行政書士に対する大きな期待の表れです。私たち行政書士には、

デジタル化の進展に適切に対応しながら、国民の権利利益の実現に貢献していくことが求められています。

私は、このような社会のデジタル化により行政手続の利便性が向上し、住民や事業者の皆様の負担が軽減されることは、社会全体にとって望ましいことであると考えています。

一方で、デジタル化が進み、社会の利便性が高まるほど、“人と人とのつながり”の重要性は増していくのではないのでしょうか。

少子高齢化の進展、家族構成や働き方の多様化、事業承継への対応、外国人との共生社会の実現など、私たちを取り巻く課題は年々複雑化・多様化しています。また、行政手続のオンライン化が進む中で、

高齢者を始めとするデジタル機器の利用に不慣れな方々にとっては、新たな壁が生じる場合もあります。

制度や手続が便利になっても、一人ひとりが抱える悩みや不安、課題がなくなるわけではありません。むしろ、そのような時代だからこそ、身近に相談できる専門家の存在が重要になるものと考えられます。

私たちは健康に不安を感じたとき、まず身近な「かかりつけ医」に相談します。「かかりつけ医」は、病気になったときにだけ診療を行う存在ではありません。日頃から患者一人ひとりの健康状態を把握し、必要に応じて自ら治療し、又は専門医や医療機関へつなぐなどしながら、地域住民の健康を支え、ひいては地域を支えています。

私は、これからの行政書士もまた、地域住民に寄り添い、人々の暮らしを支える「かかりつけ医」のような身近な専門家でありたいと考えています。そして、「かかりつけ行政書士」が社会に広く定着することこそ、これからの行政書士制度のあるべき姿であると確信しています。

人生や事業の歩みの中では、相続や遺言、成年後見、事業承継、許認可、外国人材の受入れなど、様々な課題に直面します。そのようなとき、「まず、いつもの行政書士に相談してみよう。」と欲していただけの存在になることが重要です。

行政書士は、相談を受ける中で課題を整理し、ときには他の専門職や関係機関とも連携しながら解決への道筋を示していきます。住民や事業者の皆様は安心して相談できる相手を得ることができ、行政書士はその専門性を生かして課題解決に貢献することができます。こうした継続的な信頼関係こそが、「かかりつけ行政書士」の本質ではないでしょうか。

AIを始めとするデジタル技術の発展は、日進月歩です。住民や事業者の皆様が、制度や手続に関する情報へ容易にアクセスできる時代となりました。AIは膨大な情報を整理・分析し、必要な情報を迅速に提供することができます。私たちも、その利便

性を積極的に活用していくべきでしょう。

しかし、情報を得ることと、その人にとって最適な選択を導き出すことは別です。家族の事情、地域の事情、事業の将来像、本人の思いなどを丁寧に酌み取りながら、その人にふさわしい選択肢を共に考えていくことは、単なる情報提供だけでは実現できません。

このような伴走型の支援こそが、行政書士ならではの価値であり、AI時代においても変わることのない使命であると私は考えています。

地域に寄り添うという姿勢は、平時だけでなく、災害時においても変わるものではありません。近年、全国各地で自然災害が頻発していますが、被災された方々が生活や事業を再建するためには、多くの行政手続や支援制度の活用が必要となります。そのような場面においても、行政書士は被災された方々に寄り添い、その生活や事業の再建を支える重要な役割を果たしています。

デジタル化やAIの活用が進む時代だからこそ、人と人との信頼関係の価値は、むしろ高まっていくのではないのでしょうか。住民や事業者の皆様にとって身近で頼れる存在となり、課題解決のために共に歩む。「困ったらまず行政書士へ」と欲していただけ的存在を地域に築いていくこと。その積み重ねこそが、「かかりつけ行政書士」の本質であり、行政書士法に掲げられた「国民の権利利益の実現」という使命にもつながるものと確信しています。

現在、本会では「かかりつけ行政書士を全国標準にしよう!」との理念の下、行政書士制度の社会的評価と信頼の向上に取り組んでいます。社会のデジタル化が進展する中であっても、地域で暮らす一人ひとりに寄り添い、地域に根ざし、信頼され、必要とされる存在であり続ける。その使命を胸に、全国47単位会及び約5万6千人の会員とともに、地域で暮らす住民や事業者の皆様から信頼される「かかりつけ行政書士」の定着に向けた歩みを、今後も着実に進めてまいります。

#### 令和8年熊本地震について

令和8年7月28日に発生した「令和8年熊本地震」により、お亡くなりになられた方々に対し謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての皆様に心からお見舞い申し上げます。

被災地では現在も多くの方々が不安な日々を過ごされていることと思います。被災地域の日も早い復旧・復興と、被災された皆様の安全と平穏な生活が取り戻されることを心からお祈り申し上げます。

日本行政書士会連合会といたしましては、被災地域の行政書士会をはじめ、国、自治体等の関係機関と連携を図り、段階に応じた被災者支援及び復旧・復興に向けた取組に努めてまいります。



## 9

## 日本行政

MONTHLY No.646 SEPTEMBER, 2026

## Contents

## Top Message

地域を支える「かかりつけ行政書士」の定着を目指して ..... 1

## Leadership

令和8年改正法の先へ：専門性の可視化による行政書士の未来 ..... 4

## Special Report

農業経営の安定化や規模拡大を支援する農業経営発展計画制度について ..... 5  
行政書士会ADRの意義と展望 ..... 15

## Topics

理事会の開催報告 ..... 20

公明党行政書士制度推進議員懇話会総会に参加 ..... 23

自由民主党行政書士国会議員懇話会に参加 ..... 23

Tokyo Pride 2026 参加報告～すべての人の権利の実現のために ～Human Rights Defender～ ..... 24

## Information

デジタル資格者証の顔写真について ..... 25

情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 認証を取得しました ..... 27

日行連自動車登録OSSセンター構想による看板設置について ..... 28

社労業務取扱証明書の発行について ..... 30

令和8年度 行政書士申請取次関係研修会 (VOD方式) の御案内 ..... 33

一般倫理研修受講について ..... 34

「月刊日本行政」のメールによる発行のお知らせ機能の御利用について ..... 35

■ Pick UP!単位会 ..... 37

■ 秋桜日記 ～特定行政書士への誘い～ ..... 39

■ ADR推進本部から ..... 41

■ 法教育推進委員会から ..... 43

■ 中央研修所通信9月号 ..... 44

■ 日行連の主な動き(7月) ..... 45

■ コスモスInformation ..... 49

■ 会員の動き／広報部員のひとり言／ ..... 57  
御協力をお願い ～日本行政を正確・迅速にお届けするために～



行政書士制度の  
発展のために

# 令和8年改正法の先へ： 専門性の可視化による行政書士の未来

副会長 平岡 康弘



令和8年1月1日に施行された改正行政書士法の業務制限規定の明確化と両罰規定の導入・整備は、これまでグレーゾーンに隠れがちであった無資格者による不法業務を厳しく牽制し、「書類作成の専門職」としての行政書士の独占業務を社会に強く印象付けることになりました。

少し前に放映されたドラマ『不適切にもほどがある!』では、昭和という時代がいかにスキャンダルに寛容で、良くも悪くもコンプライアンス軽視の時代であったかがコミカルに描かれ、現代とのギャップが大きな話題を呼びました。昭和の時代であれば「融通」や「業界の慣行」として見過ごされていた無資格者の潜り込みは、コンプライアンスが最重要視される現代においては、もはや一発アウトの重大なリスクです。このような時代背景の中、今回の改正行政書士法は特に許認可業務において社会に大きな影響を与えることになりました。

しかし、行政書士法の正しい解釈は同時に新たな課題を浮き彫りにしました。コンプライアンス意識の高まりから無資格者が業務を自重するようになった一方で、専門的な添付資料の作成など、実務における線引きの境界線で混乱が生じています。例えば、ドローン飛行許可や各種補助金申請において、業者が作成する「技術・財務データ」と、行政書士が担う「法的書類の作成」の境界の曖昧さです。これを、単に「ここから先は行政書士の領域である」と参入を阻むだけでは、利便性を求める依頼者の不満を招くだけです。今でも建築や土木関連の業務では多く見られますが、これからの行政書士業務は専門性の高い関連業者とそれぞれの業務範囲を明確にした上で連携する業務形態が必要ではないかと思います。

数万種類に及ぶ行政書士業務において、その全ての分野において専門家となることは当然不可能です。そしてまた業務種類の多さは、国民から見れば「誰に何を頼めばいいのか分からない」ということです。「専門分野の分かりづらさ」です。そこで重要となるのが、依頼者から見た行政書士の「専門分野の可視化」です。その具体的な対策として、前回の投稿でも触れましたが「行政書士マイスター制度」の導入と、それに伴う新たな職能プラットフォームの構築に期待します。国際業務においては、専門性を担保する「申請取次制度」が確立し、対外的にもその分野で信頼を得ています。将来的に、特定の専門分野において高度な一定以上の実務実績、継続的な研修の修了、そして厳格な試験をクリアした者を公的に認定する「行政書士マイスター（仮称）」が確立されれば、その効果は絶大かと思われます。

依頼者の探索コストとミスマッチの削減、公的なお墨付きによって、依頼者は自身の課題に直結した最適な専門家を一目で選べるようになると同時に、私たち行政書士にも明確なリスクリングの目標を提供し、業界全体の底上げを図ることができます。

「行政書士学会」が設立されましたが、学会がその一役を担ってくれることを期待します。

今回の法改正を機に、業務の線引き論争を乗り越え、「専門性の可視化」を推し進めることによって関連業者と健全な協業体制を築き、依頼者に安心感を提供することが、信頼を可視化し、社会のインフラとして行政書士制度が次の一步を踏み出すための道筋ではないでしょうか。

なお、「マイスター制度」は私個人の希望であることを申し添えておきます。

# 農業経営の安定化や規模拡大を支援する 農業経営発展計画制度について

農林水産省 経営局 農地政策課

## 1 我が国の農業における経営体の現状

我が国の農業の担い手の現状をみると、令和7年（2025年）における基幹的農業従事者数は104万人と、平成12年（2000年）の240万人から半数以上減少しており、将来の担い手確保が大きな課題となっている（図1）。

こうした中で、法人経営体数は年々増加しており、また、平成7年における法人などの団体経営体による経営耕地面積は全体の約3割を占めている（図2）。また、40代以下の新規就農者数のう

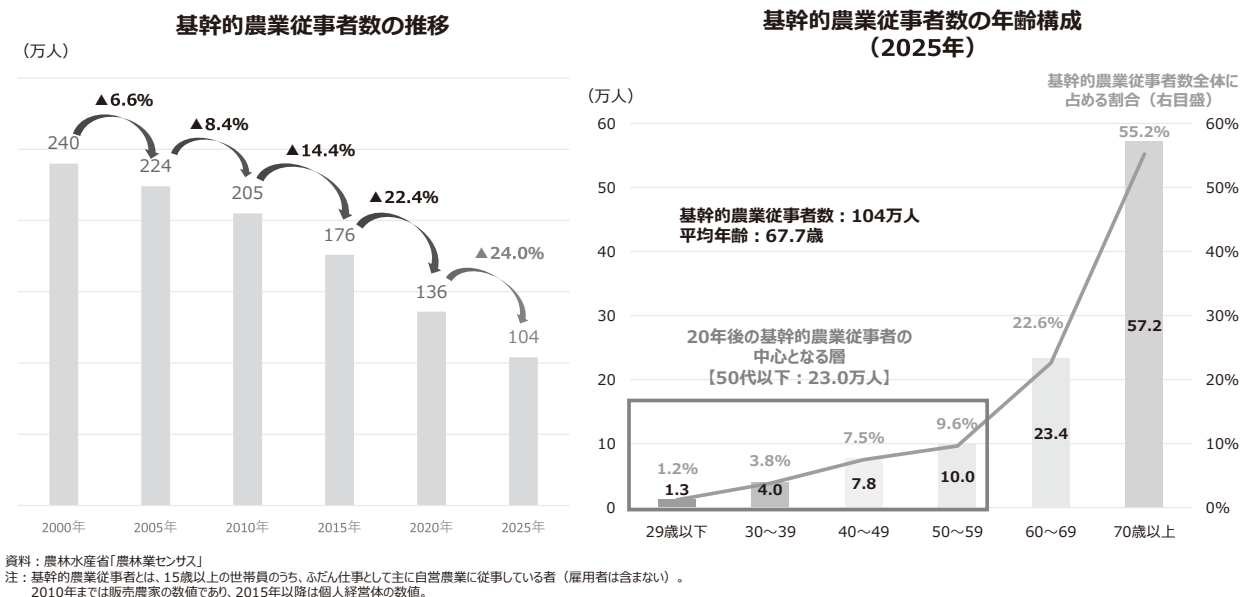
ち、雇用者の占める割合は約4割を占めている（図3）。このように、法人経営体は、地域農業の担い手として一層重要な存在となるとともに、人と農地の受け皿としての期待も高まっている。このため、今後の我が国の農業においては、法人経営を積極的に育成・確保していくことが重要である。

## 2 我が国の農地制度と農地所有適格法人

国土が狭小な我が国において、国内の農業生産の基盤である農地は、国土面積の約8分の1に留

### 基幹的農業従事者（個人経営体）の推移・2025年における年齢構成

- 個人経営体の農業者である基幹的農業従事者は、2000年の240万人から104万人に減少している。特に2015年から2020年、2020年から2025年では2割以上減少しており、2000年以降で最大の減少割合となった。
- 2025年における基幹的農業従事者数は104万人、平均年齢は67.7歳で、年齢構成は70歳以上の層がピークになっている。
- 今後10年から20年先を見据えると、基幹的農業従事者数の一層の減少が見込まれ、少ない経営体で農業生産を支えていかねばならない状況。

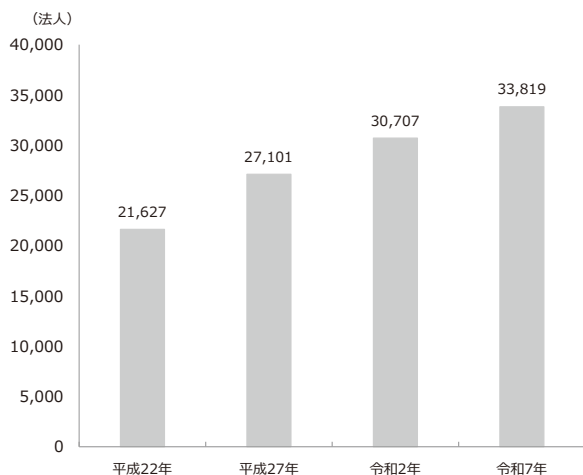


【図1：基幹的農業従事者の推移】  
（「農業経営をめぐる情勢について」（令和8年6月 農林水産省経営局））

## 法人経営体の動向

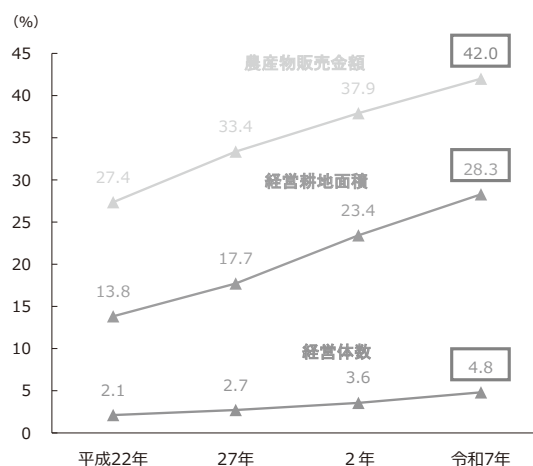
- 法人その他団体経営体は、年々拡大し、販売金額の約4割、経営耕地面積の約3割を担う。

法人経営体の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」(平成22年～令和7年)

農業生産に占める団体経営体（法人・その他）のシェア



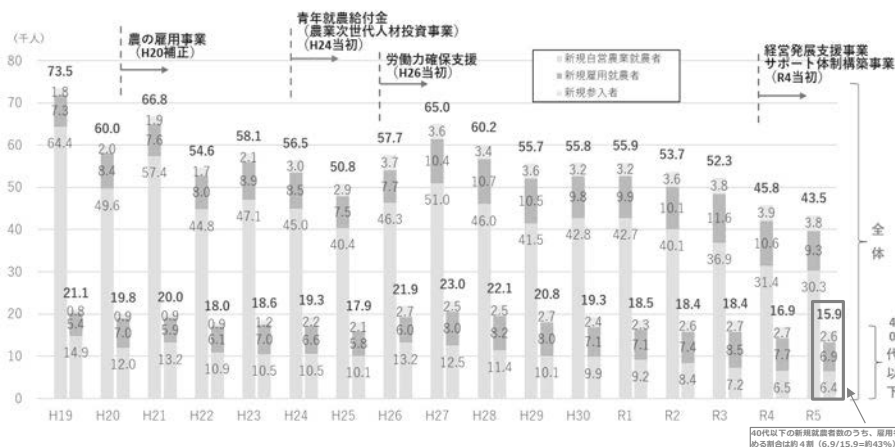
資料：農林水産省「農林業センサス」を基に農林水産省試算。  
注1：平成22年の農産物販売金額及び経営耕地面積は、組織集計値を使用。  
注2：農産物販売金額は、農産物販売金額規模別経営体数に、それぞれの階層ごとに階層の中間値（50万円～100万円であれば75万円）を乗じて求めた推計結果を基にシェアを算出した。

【図2：法人経営体の動向】  
（「農業経営をめぐる情勢について」(令和8年6月 農林水産省経営局)）

## 新規就農者の現状①

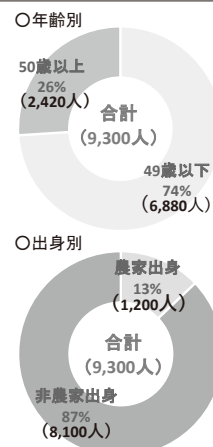
- 新規就農者数は、令和5年（2023年）で4万3,460人。そのうち70%が、新規自営農業就農者（農家子弟であって、自営農業に就農する者）。
- 新規雇用就農者（農業法人等に雇われる形で就農する者）は、平成27年（2015年）以降は1万人前後で推移。年齢別では40代以下が74%、出身別では非農家出身者が87%と多数を占める（令和5年）。
- 将来の担い手として期待される40代以下の若い就農者は、近年は1万7～8千人前後で推移。

新規就農者の動向



出典：農林水産省「新規就農者調査」  
(平成19年～26年の数値は、当該年の4月1日～翌年の3月31日まで、平成27年以降の数値は、当該年の2月1日～翌年の1月31日までの1年間に新規就農した者の数)  
※1 新規雇用就農者：新たに法人等に常雇（年間7カ月以上）として雇用されることにより、農業に従事することとなった者（外国人技能実習生及び特定技能外国人並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く）  
※2 新規参入者：土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者（相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く）  
※3 新規自営農業就農者：個人経営体の世帯員で、生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「自営農業への従事が主」になった者

新規雇用就農者の属性(2023年)



【図3：新規就農者の現状】  
（「新規就農をめぐる現状と課題」(令和7年8月 農林水産省経営局)）



まることから、食料の安定供給に向けた国民のための限られた資源であり、地域における貴重な資源である（図4）。

このため、農地法により、農地の利用を適正かつ効率的に耕作できる者に限ること等の規制を設け、耕作者の地位の安定、国内の農業生産の増大により、国民に対する食料の安定供給の確保を目指しているところである。

その中で、例えば、家族農業経営がその経営規模を拡大しようとする場合など、耕作者を中心とした農業経営体による更なる農業経営の発展を推進するため、一定の要件を満たした法人については、農地を所有することができる農地所有適格法人（当時の名称は「農業生産法人」）制度が創設された。

農地所有適格法人に関しては、制度が創設された昭和37年以降、その時々々の農業現場の要請等を踏まえ、要件の見直しが行われてきたところ<sup>\*</sup>であるが、上記農地法の趣旨に鑑み、個人の農地取得要件とほぼ同等の要件を課すことによって、農業を効率的・継続的に行うことができる組織体制等を担保する観点を踏まえた要件となっている点

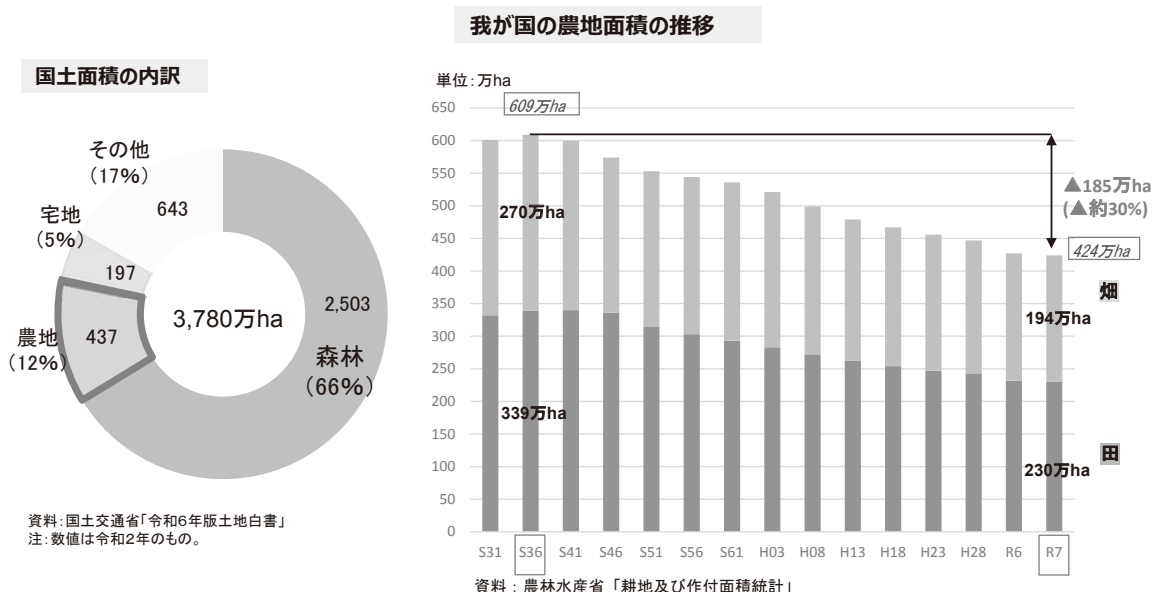
は制度創設から不変である。

なお、現行の具体的な要件は、次のとおりである。

- ① 特例的に農地を所有できる法人として自ら農業を行うことを前提に、法人の通年雇用や生産物の付加価値の向上により経営強化を図る観点から、主たる事業として、農業及びその関連事業を行っていること（事業要件。農地法第2条第3項第1号）。
- ② 株式会社の場合は、株式の自由譲渡性により議決権要件（後述）に抵触しないよう、全ての株式に譲渡制限を設けた非公開会社であること（このほか、農業者を中心として組織する農事組合法人や持分会社も可能。）（法人形態要件。農地法第2条第3項柱書）。
- ③ 法人経営の決定権を担保するため、株式会社にあっては法人の農業に常時従事する者等の農業関係者が株主総会（会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式（いわゆる黄金株）の種類株主を構成員とする種類株主総会を含む。）における総株主の議決権の過半を占めること。持分会社にあっては農業関係者が社員の総数の過半を占めること

## 農地面積の推移

○ 我が国の農地面積は、国土面積の約8分の1を占めているが、宅地・工場等への転用・荒廃を理由に、一貫して減少しており、令和7年の面積は424万haと、ピーク時（昭和36年）の約7割



【図4：農地面積の推移】  
（「農地をめぐる現状」（令和8年1月 農林水産省経営局））

(議決権要件。農地法第2条第3項第2号)。

- ④ 農業に常時従事する者が主体的に事業を運営していくため、法人の常時従事者たる構成員(株主等)が理事等の数の過半を占めること(役員要件。農地法第2条第3項第3号)。
- ⑤ 実際に法人の行う農業に必要な農作業に従事する者に役員内におけるイニシアチブを確保させるため、④又はその法人の重要な使用人のうち、1人以上が法人の行う農業に必要な農作業に1年間に原則年間60日以上従事すること(農地法第2条第3項第4号)。

農地所有適格法人については、令和6年1月時点において、約2万2千法人(そのうち株式会社については約1万法人)が農業参入しており、その平均経営面積は32haとなっている。その数は年々着実に増加しており、先述の我が国の農業における経営体のすう勢についても反映していると考えられる。営農類型別に見ると、土地利用型作物である米麦作のシェアが約半数と高いシェアを占めている(図5)。

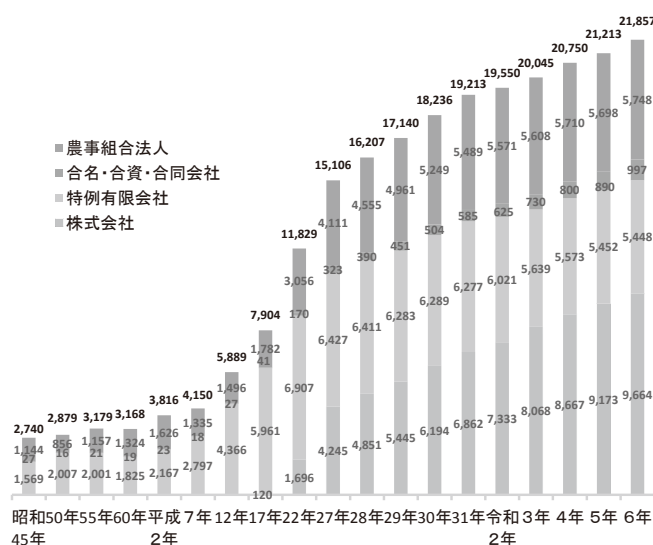
※ 例えば、農業生産法人の法人形態として株式会社を追加した(平成13年3月施行)ことや、農地の使用貸借による権利又は賃借権については農業生産法人の要件を満たさなくとも権利の設定を受けることができることとした(平成21年12月施行)こと、農業関係者以外の議決権割合の制限を1/4以下から1/2未満に緩和した(平成28年4月施行)ことがあげられる。

### 3 農業経営発展計画制度の導入

上記のとおり、増加傾向にある農地所有適格法人は、人と農地の受け皿として大きく期待される中、今後もその役割を大いに果たしていくためには、法人自体の経営基盤の強化が必要となる。一般的に、株式会社形態の農業法人は、中長期的な財務の安全性を示す指標の一つである借入金比率が高い水準にあり、自己資本比率が低い水準にあるなど、その経営基盤は脆弱な傾向にあるといえる。今後、農地の大規模化に伴う効率化に向け、

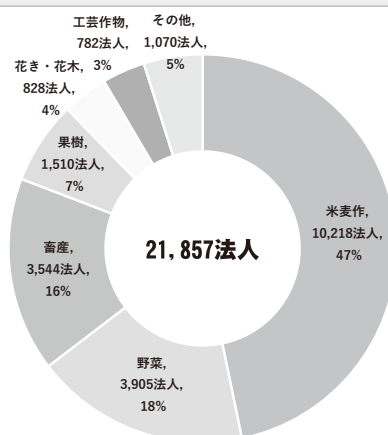
## 農地所有適格法人の農業参入の動向

農地所有適格法人数の推移



注:「特例有限会社」は、平成17年以前は有限会社の法人数である。

営農類型別の農地所有適格法人数



適格法人の総経営面積及び平均面積

|              |           |
|--------------|-----------|
| 適格法人の経営面積の合計 | 692,778ha |
| 1法人当たりの平均面積  | 31.7ha    |

資料:農林水産省経営局調べ(令和6年1月1日現在)

【図5:農地所有適格法人の農業参入の動向】  
(令和6年1月 農林水産省経営局)

スマート農業の導入や労働環境の整備などにより、自己資本の充実を図るため増資を行おうとする場合、特に農地所有適格法人においては、議決権要件の存在により、農業関係者の出資割合が過半を占める必要があるため、結果的に農業関係者が更なる出資による負担を強いられることが課題となる。

この課題に、政府全体として対応していくため、総理官邸に設置された食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において、令和5年6月に「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」が決定された(図6)。本決定においては、受け皿となる経営体と付加価値向上を目指す経営体(効率的かつ安定的な経営体)が円滑に生産基盤を継承できる環境の整備が不可欠であるため、受け皿となる経営体と付加価値向上を目指す経営体を育成・確保しながら、多様な農業人材とともに生産基盤の維持・強化が図られるよう、「経営力向上、人材育成、経営基盤の強化等」に向けて農業経営を後押しする仕組みの検討」を行うこととされた。

また、農林水産省では、農地所有適格法人の資金調達に係るニーズ等について調査を実施したところ、農業関係者以外から出資を受けている農地所有適格法人数は増加傾向にあり、また、農地所有適格法人に出資している法人の業種については約半数が食品関係事業者(製造・加工・販売)であった(図7)ほか、農地所有適格法人の中からは「農業関係者による更なる出資は困難」「取引先等との事業連携を強めたい」など、現場からも事業の提携先から更なる出資を受け入れたいとの具体的な声が寄せられた。

以上の経緯により、取引先からの更なる出資を受け入れることで自己資本を充実させ、取引を通じて農業経営を更に発展させるため、農地所有適格法人の議決権要件を一部緩和する特例措置として、国が認定する「農業経営発展計画制度」の設立を盛り込んだ「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法)」が国会に提出され、審議の上、令和6年

## 食料・農業・農村政策の新たな展開方向 (令和5年6月2日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部)

### 3 農業の持続的な発展

#### (1) 多様な農業人材の育成・確保

今後、人口減少が避けられない中で、食料の生産基盤を維持していくためには、中長期的に農地の維持を図ろうとする者を地域の大切な農業人材として位置付けていくことが必要である。その上で、生産水準を維持するためには、「受け皿となる経営体と付加価値向上を目指す経営体(効率的かつ安定的な経営体)」が円滑に生産基盤を継承できる環境の整備が不可欠である。

このため、受け皿となる経営体と付加価値向上を目指す経営体を育成・確保しながら、多様な農業人材とともに生産基盤の維持・強化が図られるよう、以下の施策を講ずる。

- ① 地域計画の策定を徹底し、地域内の将来の農地利用の姿を明確にした上で、
- ② 受け皿となる経営体が生産基盤を引き受けやすい形で継承できるよう、農地バンクを通じた農地の集約化等や、スマート技術等の省力化技術の導入に資する基盤整備の推進
- ③ 地域で離農農家が出てきた場合に、受け皿となる経営体が、農地を引き受けやすくするための仕組みの検討
- ④ 多様な経営体に対し、経営・技術等をサポートするサービス事業体の育成・確保を図るための仕組みの検討
- ⑤ 他産地・異業種や、外国から、労働力不足を補完する仕組みの検討
- ⑥ 青年等の雇用を通じた経営強化や労働環境の改善等に取り組む経営体の育成・確保
- ⑦ 新規就農の推進、スマート技術や有機農業等の農業高校・農業大学校等における教育内容の充実等、将来の農業人材の育成・確保
- ⑧ 経営力向上、人材育成、経営基盤の強化等に向けて農業経営を後押しする仕組みの検討
- ⑨ 地域農業の主体となる効率的かつ安定的な経営体に対し、引き続き、経営所得安定対策の措置
- ⑩ 地域計画に基づき持続的に農地を利用する多様な農業人材の意欲的な取組の推進 等

【図6：食料・農業・農村政策の新たな展開方向】  
(令和5年6月2日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部)



## 経営基盤強化

## 農地所有適格法人の経営基盤の状況

- 農業法人は、他産業と比べ、売上高減少に対する耐性のほか、財務の安全性を示す自己資本比率が低く、借入金依存度が高い状況にあり、スマート農業や労働環境の整備など更なる投資を進めるためには、**経営基盤の強化が必要**
- 他産業の出資を受ける農地所有適格法人は増加。その出資者の半数は、**食品関係事業者**

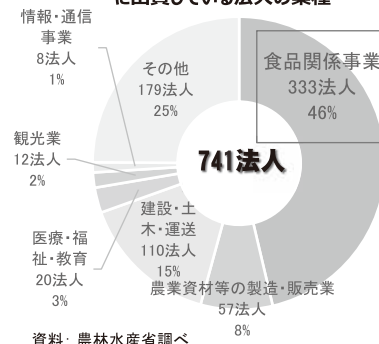
## ■ 農業法人の財務基盤に関する指標（2019年）



## ■ 農業関係者以外から出資を受けている農地所有適格法人数



## ■ 農地所有適格法人（株式会社）に出資している法人の業種



【図7：農地所有適格法人の経営基盤の状況】  
(令和6年3月11日 食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会)

5月に成立した（令和7年4月施行）。

#### 4 農業経営発展計画制度の概要

農業経営発展計画制度は、農地所有適格法人の経営基盤の強化のため、取引先からの更なる出資を受け入れることで自己資本を充実させ、取引を通じて農業経営を更に発展させ、資金調達方法を拡大すべく、株式会社である農地所有適格法人の議決権要件の特例を措置したものである（図8）。

農地所有適格法人は、農業経営発展計画において、取引関係にある食品事業者等（以下「提携事業者」という。）から出資を受け、かつ当該取引の推進により農業経営を発展させるための各種事項を記載し、本来農地を所有することができない法人が取得することについての懸念払しょく措置を講じた上で、農林水産大臣の認定を受けることと

なる。

以下では、農業経営発展計画の特例措置の具体的内容及び計画の①申請要件、②記載内容、③認定基準について説明する。

##### （特例措置の内容：議決権要件について）

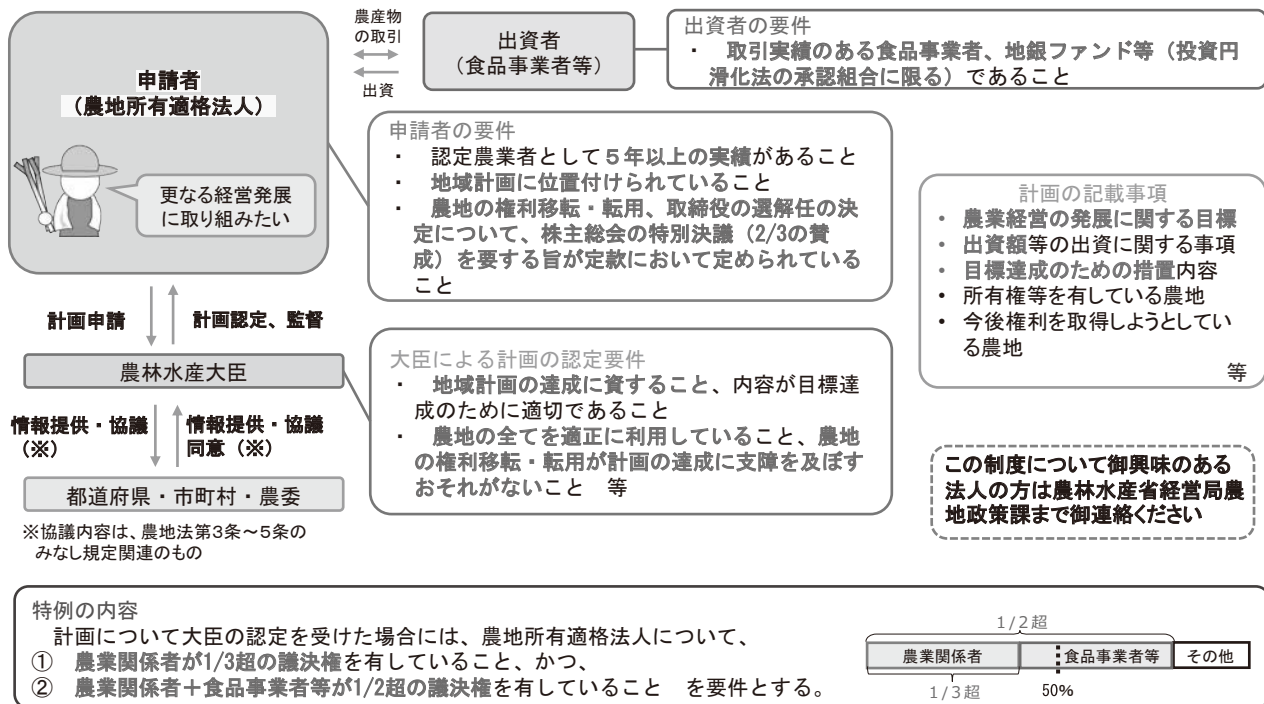
農地所有適格法人の議決権要件「農業関係者が、株主総会における総株主の議決権の過半を占めること」を読み替えて、

- ① 農業関係者が、株主総会における総株主の議決権の1/3超を占め、
- ② 農業関係者又は提携事業者（後述）が、株主総会における総株主の議決権の過半を占めることとしている（農業経営基盤強化促進法第16条の5）。

この規定により、提携事業者（食品事業者等）が、従来の出資制限である1/2未満を大幅に超え、最大2/3まで農地所有適格法人に出資することが

## 農業経営発展計画制度について（令和7年4月開始）

- 農地所有適格法人が、出資により食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画（農業経営発展計画）について、農林水産大臣の認定を受けた場合に、議決権要件の特例を措置。



【図8：農業経営発展計画制度について】  
（令和7年4月 農林水産省経営局）

できるようになる。

ここで、農業関係者の議決権を1/3超とする理由は、食品事業者等について従来の議決権の制限を緩和しつつ、農業経営発展計画を作成した農地所有適格法人の農業経営に関わる重要事項について株主総会の特別決議事項とすることを要件とするための措置である（詳細は後述の「申請者の要件」の③参照。）。

なお、出資の特例を受ける提携事業者については、農業に直接関連する業種として、①取引実績のある食品事業者及び②地銀ファンド等に限ることとした。食品事業者については、先述のとおり、農地所有適格法人に出資している法人の約半数が食品関係事業者であったことを受けたものであり、農畜産物を原料とする製造もしくは加工の事業を営む者、農畜産物もしくは農畜産物加工品の流通もしくは販売の事業を営む者又は農畜産物、農畜産物加工品もしくはこれらを材料として調理されたものを提供する事業を営む者である（農業経営

基盤強化促進法施行規則第15条の10第1号）。また、地銀ファンドについては、地方銀行が地域経済振興を担う役割を持ち、地域農業の発展への寄与等を求める本特例制度との親和性が高いことを踏まえて追加したものである。具体的な内容としては、地銀ファンドについては、農業との関係が深いものとして、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づいて農林水産大臣の承認を受けた、地方銀行等が組成するファンドのうち、地方銀行等が主導的な役割を果たすファンドとした（農業経営基盤強化促進法施行規則第15条の10第2号）。

### （申請者の要件）

農業経営発展計画制度は、農地所有適格法人の経営基盤の強化のため、取引先からの更なる出資を受け入れる際の議決権要件の特例であることから、これに対する懸念払しょく措置を担保できるよう、農業経営発展計画の認定を受けようとする

農地所有適格法人は、次の要件を満たす必要があることとした。

### ① 認定農業者として5年以上の実績があること

農業経営発展計画制度が、出資を通じて提携事業者との連携を強め、更なる経営発展を図るため、議決権要件の特例を設けたことが趣旨である。このことから、農業経営発展計画の認定を受けようとする農地所有適格法人は、高度な経営に取り組むことが可能であり、農地を農業のために利用することが担保されている者であって、認定農業者として地域で5年以上の経営改善を図った者としている（農業経営基盤強化促進法第16条の2第1項第1号）。

### ② 地域計画に位置付けられていること

市町村は、地域の農業者等の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めることとされている（農業経営基盤強化促進法第19条）。農業経営発展計画の認定を受けようとする農地所有適格法人は、所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する農用地が所在する区域において策定された全ての地域計画に、農業を担う者として位置付けられている必要がある（農業経営基盤強化促進法第16条の2第1項第2号）。

### ③ 株主総会の特別決議に係る定款の定め

農業経営発展計画の認定を受けようとする農地所有適格法人は、定款に農用地の所有権或使用収益権の設定・移転又は農地を農地以外のものにする決定や、取締役の選解任の決定についての株主総会の決議が、会社法第309条第2項に定める特別決議（当該株主総会に出席した株主の2/3以上の賛成が必要）によらなければならないことが定められている必要がある（農業経営基盤強化促進法第16条の2第1項第3号）。

本制度においては、農業経営の根幹に関わるこれらの事項を特別決議事項としている。先述の議決権要件の特例により、農業関係者については総議決権の1/3超の株式を確保することとしているため、特別決議事項について農業関係者の拒否権を確保することとしている。

### （農業経営発展計画の記載事項）

農業経営発展計画の認定を受けようとする農地所有適格法人が、自らの農業経営を発展させるための事項として、次の事項を記載することとしている。

#### ① 農業経営の発展に関する目標

農地所有適格法人が増資を受けることによる、現状と目標年を比較した生産量や取引量、売上高の増加、収益性の向上などの目標を記載する（農業経営基盤強化促進法第16の2第2項第1号）。

#### ② 出資額等の出資に関する事項

農業経営発展計画を活用し、実際に増資をすることとなる提携事業者についての出資額や出資時期を記載する（農業経営基盤強化促進法第16の2第2項第2号）。

#### ③ 目標を達成するために採るべき措置

農地所有適格法人の今後の自らの農業経営に必要となる取引量に関する措置、農地及び農業生産に関する措置、施設・機械投資に関する措置等を記載する。例えば、次のようなことが想定される（農業経営基盤強化促進法第16の2第2項第4号）。

- ・ 6次産業化加工施設等を新たに整備し、連携先の食品事業者に加工品を提供する。
- ・ 経営面積を拡大し、連携先の食品事業者に対する取引量を拡大する。
- ・ 連携先の食品事業者から、経営、生産・品質管理面でノウハウを有する人材を得て経営改善を図る。

#### ④ 所有権等を有している農地・今後権利を取得しようとしている農地に関する事項

農地所有適格法人に係る農地の権利移動や転用について、記載する（農業経営基盤強化促進法第16の2第2項第5号）。

### （農業経営発展計画の認定要件）

農林水産大臣が農地所有適格法人から申請を受けた際の主な認定要件は以下のとおりである。

#### ① 地域計画の達成に資するものであること

農業経営発展計画に記載された取組の内容が、地域計画の区域における農業の将来の在り方と整合が図られているか、これに向けた農用地の利用が地域計画の目標地図を勘案して行われるものであるかを確認する。



## ②「目標を達成するために採るべき措置」が継続的に行われること

契約等の根拠があるか、目標達成を予定する時期が発展計画の取組期間と照らして適切である必要がある。

取引先が、安定的な販路や取引量の確保、経営管理等に積極的に関与するなど、目標の達成に向けた前向きな経営参画が行われることが望ましい。

## ③ 農地の全てを適正に利用していること、農地の権利移転・転用が計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと

農地法に規定する農地転用許可違反をしていないか、遊休農地にしていないかを確認することとしている。また、その法人の農用地の権利移動又は転用が農業経営発展計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことの審査に当たっては、例えば申請発展計画において、食品事業者との間で取引量を増大させることを目標として設定しているにもかかわらず、農地の売却や転用により、発展計画に基づく措置の実施が困難となるものではないかを確認する。

## 5 農業経営発展計画の認定事例の紹介

令和7年4月から開始された農業経営発展計画制度について、認定実績の一つを紹介する(図9)。

### 【株式会社農匠なごみの認定事例】

株式会社農匠なごみ<sup>なごみ まち</sup>は、熊本県和水町などにおいて大豆・大麦を45ha超栽培する、平成24年に設立された土地利用型の農地所有適格法人であり、熊本県内を中心に納豆や豆腐の製造及び販売を手掛ける株式会社丸美屋の関連会社として、生産した大豆の全量を同社へ出荷している。

このような状況の中、同社から株式会社農匠なごみへ、①自社製品への国産大豆使用比率の大幅な引上げと、②株式会社農匠なごみとの関係性の強化による安定的な大豆供給網の獲得を目的として、増資を行いたい旨の提案がなされた。株式会社農匠なごみとしても、増資を受けることにより、①経営面積の拡大及び大豆保管倉庫の増設による生産量の拡大、②同社の子会社となることによる対外的信用力の獲得、③更なる売上の向上や融資の呼び込みを図ることが可能となるため、両社の合意に基づき、同社からの出資比率を49%から66%へと増加させるべく、農業経営発展計画の認

定を受けた(令和8年3月認定)。

本計画は令和18年を目標年としており、経営面積及び生産量の拡大による売上高の大幅な向上を目標としている。さらに、和水町や、遊休農地の増加が懸念される周辺市町村において、今後の農業を担う者として後継者不足の農地を積極的に引き受け、大豆の産地化・ブランド化への寄与を目指すこととしている。

## 6 最後に：行政書士の皆様へ

農業経営発展計画制度の活用を促すことにより、今後の農地所有適格法人の経営基盤強化につながり、人と農地の受け皿としての活躍が望まれる。しかし、その申請においては、農地法、農業経営基盤強化促進法等の法令が関わることとなる。

また、制度の活用の際には、農地所有適格法人は認定農業者としての活動実績を有し、また、地域計画の取組にも位置付けられることになるため、地域農業と一体となって取り組んでいく必要がある。

このことから、日頃、地域の農業者から農地の利用に関わる法手続についての相談を引き受け、市町村や農業委員会との調整・申請業務に携わる行政書士の皆様におかれても、本制度をよく把握いただくとともに、認定申請を希望する法人からの相談や依頼があった場合には、親身な対応をお願いする。

具体的には、次のことについて御留意いただいた上で、本制度の活用にご助力いただきたい。

### ① 制度への周知活動

農林水産省では、本制度の活用を促すため、農地所有適格法人への直接的な働きかけや、地方農政局などを通じた周知活動を行っている。

地域の農地利用についての調整を引き受ける可能性がある行政書士の皆様におかれては、農地所有適格法人の事業報告書の閲覧などの機会を捉え、ぜひ本事業の活用を促していただきたい。

### ② 制度活用への適否判断

先述のとおり、農業経営発展計画制度を活用するためには、農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく議決権要件の確認のほか、会社法に基づく定款の変更が必須である。特に議決権要件については、株主のうち誰が農業関係者であるか、議決権要件を満たしているかなどの要件充足の判断

## 認定した農業経営発展計画の概要

令和8年3月27日認定

## 認定法人（所在地）

（株）農匠なごみ（熊本県和水町）

## 提携先の食品事業者等

（株）丸美屋（熊本県和水町）  
（納豆、豆腐等の製造及び販売）

## 経営面積（作物）

45.3ha（大豆、大麦）

## 計画期間

10年（令和8年4月1日～令和18年3月31日）

## 認定後の議決権割合

農業関係者：34%（申請時：51%）

（株）丸美屋：66%（申請時：49%）

## 経営発展の内容

国産大豆使用比率の引上げと安定的な供給網の構築を目的とする（株）丸美屋からの増資により、経営面積の拡大に加え、大豆保管倉庫を増設し、生産量と売上高の増加を図る。

（株）農匠なごみ  
（農地所有適格法人）

- ・経営面積の拡大
- ・生産量、売上高の増加
- ・大豆保管倉庫の増設
- ・企業ガバナンスの高度化



出資



丸美屋

（食品事業者等）

- ・国産大豆使用比率の引上げ
- ・安定的な供給網の構築
- ・生産現場への経営関与



国産とんとん奴

国産パワーキッズ

【図9：農業経営発展計画制度の認定事例の概要】  
（令和8年3月 農林水産省経営局）

が複雑となっている。計画の策定時には適切に助言をいただきたい。

## ③ 地域や関係機関との連携

農業経営発展計画制度を活用する農地所有適格法人は、①認定農業者として一定の活用実績を持ち、②地域計画に農業を担う者として位置付けられている必要がある。特に、地域計画の取組では、各市町村でブラッシュアップの取組が強力に進められているところであり、行政書士の皆様も地域計画の協議に参加することもあると思われる。本制度の活用により経営基盤を強化した農地所有適格法人が、新たな農業を担う者として地域へ入っていくことが大いに期待されることから、行政書士の皆様におかれては、当該法人が地域へ円滑に参入していけるよう、市町村、JAなどの関係機関の間のコーディネートをしていただきたい。

## ④ 認定後のフォローアップ

農業経営発展計画が認定された後も、出資構成の変更や農地の取得、農業用施設の設置などを目

的とする農地転用許可に際して、計画の変更が必要となり、また、別途農地法上の許可が必要となることもあるところ。認定後も適宜法人と連携し、その取組をフォローアップしていただきたい。

以上、農業経営発展計画制度は農業経営の新たな未来を切り開くものであるが、本制度の活用にあたっては、農地法や農業経営基盤促進法を始めとする関係法令の把握や新たな申請手続への対応が必要となる。

については、各種の行政手続に精通した行政書士の皆様の知見により、農業者等の関係者をサポートいただき、地域農業の発展に向けた取組の一助をいただけると幸甚である。

# 行政書士会 ADR の意義と展望

京都大学大学院法学研究科

教授 山田 文

## 1. 民間型 ADR の社会的信頼とその役割 ■■

### (1) 民間型 ADR の現状

ADR 法（「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（平成 16 年法 151 号））が平成 19 年に施行されてから間もなく 20 年を迎える。この間、行政書士会を含む多くの団体及び個人が、同法に基づく法務大臣認証を得て、民間紛争解決機関（民間型 ADR）として活動してきた。認証数は、令和 8 年 7 月現在 191 に上る（うち、現在活動している事業者は 172）。また、認証 ADR 全体の取扱件数は、平成 22 年度に初めて 1,000 件を超え、その後 1,000 ～ 1,500 件程度であったが、令和 5 年度は 2,938 件、令和 6 年度は 16,780 件と 10 倍近い増加となった<sup>1)</sup>。この大幅な伸びは、コロナ禍後の事件数の回復に加え、ODR により消費貸借契約紛争を解決する特定の ADR 機関の取扱件数が急増したことによるが、その影響を除いても、堅調な推移が見てとれる。

また、同法の令和 5 年改正（令和 5 年法 17 号）により、確定執行決定を付した特定和解（同法第 2 条第 5 号）には執行力が付与されることとなった（民事執行法第 22 条第 6 号の 5）。ADR 法制定時より議論されてきた執行力付与の課題が本改正

により実現した背景には、法施行後今日に至るまで、当初懸念された事件屋的な介入や非弁活動等の問題も生ずることなく、民間型 ADR が民事紛争解決に一定の役割を果たし、社会的信頼を得て定着してきたことが指摘できよう<sup>2)</sup>。司法制度改革により認証制度が設けられた時期と比べて、民間型 ADR に対する社会的なマインドセットには大きな変化がうかがわれる。

### (2) 合意による紛争解決のニーズ

さて、民間型 ADR のあり方を考える際には、非認証の民間型 ADR（弁護士会等によるもの）や金融 ADR、行政型・司法型 ADR の動向についても見ておく必要がある。まず、非認証の民間型 ADR の年間取扱件数は約 9,000 件程度、行政型 ADR は正確な数字は困難であるが数千件、司法型 ADR（民事調停）は 3 万件程度である。また、第一審民事通常訴訟事件は、地方裁判所で 14 万件程度、簡易裁判所で 40 万件程度である<sup>3)</sup>。

このように見てくると、一方では、日本では相変わらず裁判所のプレゼンスが大きく、民間型 ADR の需要は比較的弱いようにも見える。もっとも、合意による解決を求めるニーズに限って言えば、民事調停事件の原則的な管轄裁判所である簡易裁判所の新受件数は近時 2 万 6 千件程度で推移しており、下げ止まり傾向も見られるものの、

1) 法務省「認証紛争解決事業者の取扱件数（全体）」（令和 8 年 1 月作成）

<https://www.adr.go.jp/wp/wp-content/uploads/kensu.pdf> 参照。

2) 山田文「シンガポール調停条約の履行について」民訴雑誌 71 号 185 頁（令和 7 年）等参照。

3) 最高裁判所『司法統計年報（民事・行政編）』『裁判所データブック』

（[https://www.courts.go.jp/toukei\\_siryu/index.html](https://www.courts.go.jp/toukei_siryu/index.html)）該当部分参照。



2010年代以降、一貫して減少傾向にある<sup>4)</sup>。また、調停成立率は、1980年代には5割を超えていたが、次第に低下し、令和6年度は24.0%である（ただし、調停に代わる決定（民事調停法第17条）で終結する事件が36.3%あり、異議申立ては少ないので捨象すると、成立率は、両者の合計である6割程度に上昇する。）。

そうすると、合意による解決を求めるニーズ自体の減少は考えにくいから、司法型ADRが対応しきれていない事案が相当数存在し、裁判外での相対交渉や事実上の調停、あるいは未解決のままである等、不本意に潜在化している可能性も否定できない。そして、相対交渉や事実上の調停での解決が、フェアな過程を通じて合意形成されたものであるか、また、法の支配の下で熟慮による意思決定がなされた結果であるかは、司法に関与する者としては常に留意すべき問いである。行政書士を含めた法専門職がADRを通じて司法アクセスの改善を図る際には、法の支配の浸透、真の私的自治の展開、国民の権利利益の実現を図るべく、これらの問いに応答できるように制度改善を継続する義務があろう。

### （3）法的正解のない事案の紛争解決

ここで「法の支配」と述べているのは、裁判のみの利用促進や裁判予測の実現のみを意味するものではないことは、贅言を要しないであろう。その上で、伝統的には、民事紛争の当事者は第一次的には裁判を利用すべきであるが、時間や費用等のアクセス障害があるため、第二次的に合意による解決（ADR）を利用しているとの前提で、紛争解決ニーズを捉えてきたように思われる。そのようなニーズはなお少なくないと推測されるが、他方で、近時は紛争解決のあり方や紛争の捉え方がより多様化し、ADRを含めたイコールフットイングが見られることも指摘しておきたい。すなわち、第一次的にADRや仲裁を利用し、奏功しない場合には第二次的に（やむを得ず）裁判を利用する、あるいは、性質上裁判に馴染まないとして（心理面を含めてアクセス障害がない場合にも）裁判を利用しないという紛争解決ニーズも、認められつつあるように思われる<sup>5)</sup>。このような紛争解決が求められる場面としては、人間関係やビジネス関係の解きほぐしや再編が重要であったり、法的紛争として成熟していないケース等も多いと考えられる（例えば、売買契約の交渉過程で売価の調整

4) 訴訟提起に対する心理的障害や弁護士数等の諸条件が異なるため軽々に比較はできないが、現行民事調停法施行後の新受件数を見ると、昭和24年は40,276件、昭和50年は42,584件、平成2年は59,120件と、現在よりもかなり多数の事件を受理していたことが分かる（なお、2000年代初頭は過払金事件の急増により新受件数が年30万件を超えていたことは周知の通りであるが、特異な状況であるのでここでは触れない。）。

5) この点は、理論的には、「紛争」（ADR法第3条、民事調停法第1条等）や「争い」（民事訴訟法第275条等）の意義にも影響する可能性がある。もともとADRが対象とする争いは法律上の争訟（裁判所法第3条）である必然性はないとされ、和解可能性があれば足りると考えられてきた（例えば、オリンピック出場選手の決定に関する争い等）。

ただ、そういった「紛争」や「争い」を時系列で見た場合に、その発生前の、すなわち争いの基礎となる行為や契約がまだ存在しない（あるいは生成中の）段階における「意見・見解の相違」については、ADRの対象でもないとの暗黙の了解があったように思われる。例えば本文のように、契約交渉中に価格の折り合いがつかず契約締結が困難であるとか、親子交流の頻度には争いがないが具体的な日程や子を引き渡す方法の調整ができないとか、職場でハラスメントが起きているとは言えないが、コミュニケーション不全により雰囲気が悪くなっているといった場合が想定されよう。法的には紛争として成熟しているとは必ずしも言えないこのような「意見・見解の相違」についても、ADRの対象としては包摂し得ると考える余地があろう。

が必要な場合や労働・教育環境においてハラスメント未満の環境不全が生じている場合等)。このような、いわば法的正解を一義的に決めることが難しい事案では、手続実施者が当事者の主体的な関与を引き出しつつ共に解決を模索することが求められ、そのような中核的な部分について、交渉・対話促進型の ADR に適合的と考えられるからである。

## 2. 行政書士会 ADR の状況

日本行政書士会連合会も、ADR 法検討時より、民間型 ADR の担い手として一貫して積極的な立場を示してきた<sup>6)</sup>。法施行後、行政書士 ADR センター東京の認証（平成 21 年）を皮切りに、現在では全国で 19 の行政書士会が認証を得るに至っている。もっとも、上述のとおり、民間型 ADR の取扱件数は二極化傾向が続いており、一部の ADR 機関に事件数が集中している。行政書士会 ADR も、一部の会はコンスタントに 10～30 件を扱っているが、多くの会では数件ないしゼロ件に留まるようである<sup>7)</sup>。これは、扱う紛争や地理的範囲が認証において限定されていることから、ある程度の偏りはやむを得ないと考えられる<sup>8)</sup>。扱う紛争が限定されているからこそ解決の専門知が蓄積され、相談段階で解決できていることも一部の会で報告されており、取扱件数のみにより ADR の実効性

を測るべきではない。

とは言え、取扱件数が少ないと手続運営や解決力のノウハウが蓄積されず、ADR に係る行政書士会の理念（次項）も画餅と化すおそれもないとは言えない。状況を再確認し、施策を再検討することには意義があろう。

## 3. 行政書士会 ADR の意義の更新

### （1）社会課題としての紛争分野

行政書士会 ADR では、一貫して対話・交渉促進型手続に主眼を置き、同席調停の重要性にも着目してきた。また、扱う紛争分野は、会により一部が選択されたり条件による限定が付されていたりするが、行政書士の職務との兼ね合いで、概ね次の 4 分野を対象とする。すなわち、①外国人の労働・教育環境等あるいは家事関係に関する紛争、②自転車事故に関する紛争、③ペットをめぐる紛争、及び④居住用建物の賃貸借契約に関する紛争（敷金返還請求等）である。いずれの分野においても一定の限定があり、例えば①について、外国人を当事者とする全ての紛争を対象とするわけではない。

このように紛争分野が限定されていることは、ADR 運営の自由度を奪う反面で、潜在的なユーザーにとっては、いわば専門分野が具体的に表示された病院と同様、専門性を信頼して利用できる

6) 日本行政書士会連合会「行政書士の有する専門性を活用した ADR への関与の現状と今後の可能性について」（平成 14 年 9 月 30 日）

[https://lawcenter.ls.kagoshima-u.ac.jp/shihouseido\\_content/sihou\\_suishin/kentoukai/adr/dai7/7siryou7-1.pdf](https://lawcenter.ls.kagoshima-u.ac.jp/shihouseido_content/sihou_suishin/kentoukai/adr/dai7/7siryou7-1.pdf) 等参照。

7) 法務省・前掲注 1) 参照。

8) ただし、例えば埼玉県行政書士会では隣接する都県にも取扱範囲を拡大する認証変更を行っており、紛争当事者の利便性に資するものと考えられる。今後は、ODR の利活用を前提として、行政書士会 ADR 全体で、地理的範囲の制約の緩和に向けて連携・協力することも考えられよう。

メリットがある。また、とりわけ①分野のように、自己の抱える悩みごとが心理的葛藤なのか客観的にみても紛争と認識されるかを迷う当事者にとって、具体的な紛争分野の記載を見て、社会的に解決可能な紛争であることを気付かせる効果もある。一般的に、悩みごとは、構成の仕方次第で（法的）紛争となり得る（人生相談と法的相談は紙一重である。）。また、当事者の紛争解決行動（相談や手続利用の申込み）は、自分の「声」を尊厳をもって聞いてくれる場があると認識しているか否かに影響されるから、ADR 機関としては、平時から「あなたの声を聴く場」の存在を知ってもらうことが重要である。今後は、各分野はいずれも重要な社会課題であることを前提に、平時から、より明確なメッセージで「声を聴く場」として社会へのアウトリーチをしていくことが望ましいと考えられる。

## （２）対話・交渉促進型 ADR の意義と行政書士の職務

ADR は、迅速・低廉性をアピールすることが多いが、ADR 機関のポリシーにより、対話・交渉促進型や変容型の手続を重視する場合には、(a) 中立的な専門家が、訴訟とは異なり、当事者それぞれのニーズや環境にあわせてオーダーメイドの手続メニューや和解合意を工夫してくれること、(b) 結果だけではなくプロセスを大切にすることで、手続終了後も紛争解決状態を長く継続させ、また当事者間の関係性が維持される可能性があること、(c) 専門家である行政書士が、「聞き上手」としての傾聴

そのほかのコミュニケーション技術を駆使して交渉・対話を引き出す体制が用意されていること、(d) それにより、仮に合意不成立に終わったとしても当事者は（話し合いの場に応じたという）小さな手続的合意に達し、敵対性や不信感を緩和する契機が期待されること、なども ADR の専門性として理解しアピールすることも必要となろう。

この場合、評価型の手続実施者とは異なるタイプのコミュニケーション技術や交渉・対話を促進する瞬発力、より創造的な和解合意を導く事案の理解力や探求力が求められることになるが、これらは、研修やトレーニングにより身に着けることができると考えられている（欧米諸国において、調停人は、法曹資格の有無や年数にかかわらず、研修受講義務が法定されているのが一般である。調停行為は、法曹資格とは異なる専門性であると広く認識されているためである。<sup>9)</sup>）。

そして、このような技術は、行政書士の一般的業務において、依頼人から話を聞く際にも相手方と意見調整等を行う場合にも、非常に有益である。それは「よく聴く」ことで、依頼人から情報を正確かつ豊富に得るに留まらない。依頼事項は、複雑な法律関係・事実関係のごく一部を切り出したものであり、いわば氷山の一角であって、対話促進により、依頼人も気付いていない潜在的ニーズや近い将来に生じ得るリスクを、専門家として気付くことも期待できる。士業団体が ADR を行う意義は、このような職務の質的高度化にもあると言えよう<sup>10)</sup>。

9) 詳細は、山本和彦＝山田文『ADR 仲裁法（第 3 版）』（日本評論社、令和 8 年）第 14 章 2 参照。なお、手続実施者の質保証は、対話・交渉促進型では、調停行為が当事者との応答に依存し、同席調停であれば更に複雑なやり取りとなるため、調停行為の適切性を事後的に評価して行うことが難しい。したがって、例えば期日でのスーパーバイザーの陪席や、研修におけるロールプレイング、実際のケースの振り返り等、多層的かつ制度的に行うべきことになろう。

10) 光永謙太郎「行政書士 ADR センター東京とペットトラブル事例」仲裁と ADR14 号 30 頁（平成 31 年）、31 頁は、東京都行政書士会では「ADR に関わる者たちから行政書士会を変えていこう、という志」を掲げているとする。



### (3) 行政書士の使命・職責と ADR の展望

さて、行政書士の職務から ADR に係る理念を考える場合には、行政書士法第 1 条が「行政書士の使命」として「国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資する」と掲げていること、とりわけ利便性の向上への言及が出発点となる。さらに、同法第 1 条の 2 第 2 項は「職責」として「デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならない。」と定め、行政や社会のデジタル化に対応した業務改善の努力義務を明示的に規定していることも注目される。

同法の令和 7 年改正（令和 7 年法 65 号）は ADR 業務の改善を主目的としたものではないが、ADR の文脈で検討するならば、まずは、ADR の期日をオンライン上で実施するという意味での（狭義の）ODR（Online Dispute Resolution）の利活用を進め<sup>11)</sup>、国民（紛争当事者）の利便性を高め、権利利益の実現に寄与することが求められていると考えられる。

さらに、デジタル化の解決手続への影響は、狭義の ODR に留まらない。広義の ODR 構想では、紛争解決に直結する ADR の前段階として、自己の抱える悩みの（法的）紛争としての構成可能性に関する情報収集・検討（検討フェーズ）、専門家や ADR 等への相談（相談フェーズ）、相対交渉（交渉フェーズ）があり、これらがデジタル化を利用してスムーズに連携して初めて、司法アクセスが拡充され、ADR・ODR や仲裁・裁判による権利

利益の実現が実効化すると考えている<sup>12)</sup>。上述の行政書士法の規定は抽象的な文言に過ぎないが、その理念に沿うならば、広義の ODR の構想を前提として、ADR・ODR フェーズへのルートを広く使いやすいものとするようなデジタル化の整備が求められよう。また、行政書士会 ADR の紛争分野が限定されていることから、それ以外の相談があった場合の他機関等の紹介のために、法テラスや地方自治体を始めとして行政書士会外に広くネットワークを構築しておくことも重要であろう。今後は全国的に人口減少が予想されるところ、地方にも比較的所在している行政書士が他機関をバックアップして、司法アクセスを支えることが、一層重要になると考えられる。

また、行政書士の職務として、文書作成に関連して関係人間の意見調整や紛争予防が掲げられている<sup>13)</sup>。そうすると、上述のように紛争の発生過程において ADR による対応を行うことは、職務上も違和感は弱いものと推測される。多様な人々の意見・見解の相違を、従来は事後的に紛争解決により調整していたところ、今後は、相違を、より早い時期により友好的な方法で認め合い調整することが、より深刻な社会課題となると考えられる。そのような解決方法があると認識すれば、人々も声を挙げやすくなり、紛争予防機能も円滑化しよう。

行政書士法上の使命・職責をふまえ、行政書士会 ADR の意義の不断の更新を期待したい。

11) 法務省「ODR の推進に関する基本方針～ODR を国民に身近なものとするためのアクション・プラン～」(令和 4 年 3 月) (<https://www.moj.go.jp/content/001379854.pdf>) 2 頁注 1 参照。

12) ODR 活性化検討会「ODR 活性化に向けた取りまとめ」(令和 2 年 3 月 16 日) (<https://www.moj.go.jp/content/001332396.pdf>) 4 頁以下参照。

13) 日本行政書士会連合会「行政書士と裁判外紛争解決手続」

[https://lawcenter.ls.kagoshima-u.ac.jp/shihouseido\\_content/sihou\\_suishin/kentoukai/adr/dai37/37siryou2.pdf](https://lawcenter.ls.kagoshima-u.ac.jp/shihouseido_content/sihou_suishin/kentoukai/adr/dai37/37siryou2.pdf)

# 理事会の開催報告

- 開催日** 令和8年7月15日（水）  
**場所** 虎ノ門タワーズオフィス6階  
 「ROOM7」  
**司会** 古川 正美 総務部長  
**議長** 宮本 重則 会長  
**議事録署名人** 野崎 径裕（青森会）理事・  
 徳永 浩（佐賀会）理事  
**構成員** 56名のうち、54名出席（開会時）  
**オブザーバー** 森岡 丈晴・北里 佳紀・田村 洋平  
 各監事、水野 晴夫 選挙管理委員長



令和8年7月15日午後1時30分から、本年度の定時総会後初となる理事会が開催された。以下3議案について審議された。

## 【 議 案 審 議 】

### 第1号議案

### 行政書士職務基本規則の一部改正（案）

行政書士職務基本規則の前文について、根拠規定の誤りを訂正するため、行政書士職務基本規則の一部を改正することについて承認が求められた。

異議なしで可決され、令和8年7月15日から施行することとした。

### 新旧対照条文

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 改 正 前                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>〔前文〕</p> <p>行政書士の使命は、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することにある。行政書士は、その使命を果たし、自らの行動を規律する社会的責任を負う。我々はその責任を自覚し、国民の信頼と期待に応えることを宣言する。よって、ここに行政書士の職務に関する倫理と行為規範を明らかにするため、行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第4章、日本行政書士会連合会（以下「本会」という。）会則第9章、同第62条の2、同第81条及び同第81条の2に基づき、行政書士職務基本規則を制定する。</p> | <p>〔前文〕</p> <p>行政書士の使命は、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することにある。行政書士は、その使命を果たし、自らの行動を規律する社会的責任を負う。我々はその責任を自覚し、国民の信頼と期待に応えることを宣言する。よって、ここに行政書士の職務に関する倫理と行為規範を明らかにするため、行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第4章、日本行政書士会連合会（以下「本会」という。）会則第9章、同第62条の2、同第81条、同第81条の2及び同第82条に基づき、行政書士職務基本規則を制定する。</p> |
| 備考 表中の〔 〕の記載は注記である。                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

### 附 則

この規則は、令和8年7月15日から施行する。

## 第2号議案

## 行政書士会補助者規則（準則）の一部改正（案）

行政書士会補助者規則（準則）の補助者事務の対価の規定について文言の整理をするとともに、補助者廃止届（様式第7号）の不要な文言を削除するため、行政書士会補助者規則（準則）の一部を改正することについて承認が求められ、異議なしで可決された。

## 新旧対照条文

| 改 正 後                                               | 改 正 前                                                |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| （補助者事務の対価）<br>第6条 補助者事務の対価は、補助者を設置した会員が支払わなければならない。 | （補助者事務の対価）<br>第6条 補助者事務の対価は、補助者を設置した会員が支払われなければならない。 |
| 様式第7号<br><br>[内容は別紙のとおり]                            | 様式第7号                                                |
| 備考 表中の[ ]の記載は注記である。                                 |                                                      |

※別紙様式は省略します。

## 第3号議案

## 行政手続法施行に伴う行政書士の登録及び登録の取り消し、登録の抹消並びに標準処理期間等の基準の一部改正（案）

令和5年6月16日法律第63号（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律）により改正された行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に対応する目的で、行政手続法施行に伴う行政書士の登録及び登録の取り消し、登録の抹消並びに標準処理期間等の基準の一部を改正することについて承認が求められた。

異議なしで可決され、令和8年7月15日から施行することとした。

## 新旧対照条文

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 改 正 前                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| VI 行政書士法に係る聴聞等手続規則<br>（聴聞の期日又は場所の変更）<br>第3条 本会が法第15条第1項の通知をした場合（同条第3項及び第4項の規定により通知をした場合を含む。）において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、本会に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。<br>2 本会は、前項の申出により、又は職権により聴聞期日若しくは場所を変更することができる。<br>3 本会は、前項の規定により聴聞の期日又は場所を変更した時は、速やかに、その旨を当事者、参加人（その時までに法第17条第1項の求めを受託し、又は同項の許可を受けている者に限る。）及び参考人に通知しなければならない。 | VI 行政書士法に係る聴聞等手続規則<br>（聴聞の期日又は場所の変更）<br>第3条 本会が法第15条第1項の通知をした場合（同条第3項の規定により通知をした場合を含む。）において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、本会に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。<br>2 本会は、前項の申出により、又は職権により聴聞期日若しくは場所を変更することができる。<br>3 本会は、前項の規定により聴聞の期日又は場所を変更した時は、速やかに、その旨を当事者、参加人（その時までに法第17条第1項の求めを受託し、又は同項の許可を受けている者に限る。）及び参考人に通知しなければならない。 |

附 則

（施行期日）

この規則は、令和8年7月15日から施行する。



**【協議事項】**

- (1) 日本行政書士会連合会選挙管理委員会運営基準の一部改正（案）について
- (2) 大韓行政士会との相互交流に関する確認書について
- (3) 日本行政書士会連合会預り金等の取扱いに関する規則（案）について

**【報告事項】**

- (1) 行政書士制度に関する研究会の令和7年度報告書について
- (2) タワーズオフィスの賃貸借契約の更新について
- (3) 法改正要望項目表について
- (4) 富山家庭裁判所との申し合わせについて
- (5) ISMS (ISO27001) 認証取得について
- (6) クールビズ期間中の服装見直しについて

**【その他】**

- (1) 非行政書士への注意喚起ポスターについて
- (2) 令和8年度会長会について
- (3) 令和8年度特定行政書士法定研修申込者数等について
- (4) 災害復興支援員の登録促進について

## 今後の政策・予算要望に係る講演会

理事会の議事は1日目の15日で全て終了し、翌16日は日行連・日政連との合同による「今後の政策・予算要望」をテーマとした講演会が開催された。

この講演会は、今後、本会が取り組む、自由民主党を始めとする各党や、地方自治体への予算・税制・制度改正要望に向けて、単位会の皆さんと歩調を合わせて実施していくため、国の予算・税制の決定プロセスとスケジュール等について、自由民主党本部組織運動本部団体総局の石毛喜昭様に御説明をいただいた。

石毛様からのご説明後、関谷常任理事から「単位会向け予算要望マニュアル」（案）の概要について説明が行われ、参加した日行連及び日政連の各役員との情報共有を図った。



## 公明党行政書士制度推進議員懇話会総会に参加

**日 時** 令和8年7月2日（木）

**出席者** 〈日行連〉宮本会長、岩崎・竹田両副会長、田後専務理事、  
安野・坪川・関谷・奥村各常任理事

〈日政連〉常任会長、菅・黒田両副会長、徳山・速水両副幹事長、  
田畑・宮脇両常任幹事

先般、公明党行政書士制度推進議員懇話会総会が参議院議員会館にて開催され、日行連及び日政連の両会長を始めとする関係役員が出席しました。

冒頭、竹谷とし子公明党行政書士制度推進議員懇話会会長からの御挨拶をいただき、改正行政書士法の早期定着と行政書士制度の更なる推進に尽力する旨の御言葉をいただきました。

続いて、宮本会長、常住日政連会長からそれぞれ御挨拶を申し上げた後、日行連から改正行政書士法の概要について御説明しました。

その後の意見交換では、自動車関係業務における関係団体等との連携やデジタル化への対応状況等について質疑応答が行われました。

限られた時間ではありましたが、多数の公明党の皆様にご出席いただき、盛会裏に終了しました。



## 自由民主党行政書士国会議員懇話会に参加

**日 時** 令和8年7月7日（火）

**出席者** 〈日行連〉宮本会長、岩崎・竹田・西村各副会長、田後専務理事、  
古川・宮元両常任理事

〈日政連〉常任会長、菅・和田・杉山各副会長、飯田常任幹事

先般、自由民主党行政書士国会議員懇話会が衆議院第一議員会館において開催され、日行連及び日政連の関係役員が出席しました。

冒頭、棚橋泰文自由民主党行政書士国会議員懇話会会長から御挨拶をいただいた後、宮本会長及び常住日政連会長からそれぞれ御挨拶を申し上げました。続いて、出席者の自己紹介を行った後、本会から改正行政書士法の概要について御説明しました。

その後の意見交換では、AIの普及に伴う行政書士への影響等について質疑応答が行われました。

限られた時間ではありましたが、改正行政書士法の早期定着と行政書士制度の更なる推進に向けて、改めて認識を共有し理解を深める大変有意義な会合となりました。



# Tokyo Pride 2026 参加報告～

## すべての人の権利の実現のために ～ Human Rights Defender ～

### <権利擁護推進委員会>

日行連権利擁護推進委員会は、東京会を始め、千葉会・埼玉会と協働（神奈川会は協賛として参画）で、今年で3回目の参加となるアジア最大級のLGBTQ+ 関連イベント「Tokyo Pride 2026」にブースを出展し、当事者やアライ（支援者）向けの無料相談会を実施しました。また、全国の単位会を通じて参加者を募集し、「プライドパレード」に参加しました。以下に、本年度の活動を御報告いたします。

### 1. イベント概要

- ・名称：Tokyo Pride 2026
- ・開催日程：令和8年6月6日（土）～7日（日）
- ・開催場所：代々木公園
- ・パレード参加者：15,000 人／梯団数 60（※パレードは6月7日のみ実施）
- ・フェスティバル延べ動員数：約 270,000 人（パレード人数含む）
- ・協賛団体数：256 団体

### 2. ブース出展と無料相談会

本年度も「頼れる街の法律家」として、様々な属性を持つ人々が抱える生活上の悩み、法的な課題に応えるべく無料相談を実施し、合計 14 件の御相談に対応いたしました。2 日間の相談件数の内訳は以下のとおりです。

- ・遺言・相続に関する相談：1 件
- ・在留・帰化に関する相談：5 件
- ・パートナーシップに関する相談：4 件
- ・その他（生活支援に関する御相談、行政書士の業務内容への御質問等）：4 件
- ・相談件数合計：14 件

実際の相談では、外国籍パートナーの日本への呼び寄せ等の在留資格に関するものや、パートナーシップ関係における任意後見契約の活用に関する具体的な相談が多く寄せられ、当事者の方々にとって法的なサポートが強く求められていることが改めて分かりました。

また、行政書士の普及活動として配布物のお渡しや、来場者に向けたアンケートを実施しました。今年で3回目の出展ということもあり、今回は行政書士のブースを目掛けて足を運んでくださる方や、配布物を積極的に受け取ってくださる方が多く見られました。ユキマサ君が人気でアンケートに御協力いただいた方へお配りしたボールペンはすぐになくなってしまったなど、当会の認知度向上を感じられる大変な盛況ぶりでした。

### 3. プライドパレード

6月7日には、全国各地から集結した行政書士がレインボーフラッグを手にパレードに参加しました。パレード全体では 15,000 人が参加し、初夏の渋谷・原宿の街をにぎやかに練り歩きました。沿道からは、多くの方々がレインボーフラッグを振って応援してくださり、互いに「ハッピープライド！（Happy Pride）」と声を掛け合い祝福し合う姿がとても印象的でした。また、LGBTQ+ へのアライを表明する意味で、このイベントに合わせてレインボーフラッグを掲げる店舗やビルも見られました。

実際にパレードの熱気を肌で感じ、参加者と交流することで、私たち行政書士が業務を通じてLGBT等の方を含む全ての人の権利擁護を推進していくことの必要性和重要性を、身をもって実感する貴重な機会となりました。

### おわりに

本イベントへの参加を通じて、行政書士が DEI&B（Diversity：多様性、Equity：公平性、Inclusion：包摂性、Belonging：帰属意識）を尊重する社会の実現に向けて果たすべき役割の大きさを再確認いたしました。今後も権利擁護推進委員会では、全ての人が自分らしく安心して暮らせる社会を目指し、全国の会員の皆様と共に権利擁護の推進に取り組んでまいります。





# デジタル資格者証の顔写真について

＜デジタル推進本部＞

本誌2月号(No.639)において御案内しましたとおり、令和8年2月2日からマイナポータル上で行政書士としてのデジタル資格者証の取得及び表示が可能となりました。これまでに多くの会員の皆様から申請いただいております、本取組に対する御理解と御協力に心より御礼申し上げます。

## (1) デジタル資格者証とは

| 行政書士資格証                                                                             |            |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------|
|    |            |
| 氏名<br>Name                                                                          | 行政 太郎      |
| 生年月日<br>Date of birth                                                               | 1990/12/31 |
| 日本行政書士会連合会                                                                          |            |
| 登録番号<br>No.                                                                         | 00000000   |
| 登録年月日<br>Date of registration                                                       | 2023/12/31 |
| 発行年月日<br>Date of issue                                                              | 2023/12/31 |
|  |            |

|         |                |
|---------|----------------|
| 属性      | 行政書士法人の社員      |
| 事務所名称   | 行政書士法人〇〇〇〇     |
| 事務所の所在地 | 東京都港区虎ノ門4-1-28 |

デジタル資格者証により、行政書士資格がオンラインで確認できるようになります。本資格者証は、マイナポータルで取得し、スマートフォンやパソコンで表示できます。資格保有者が提示・提出したデジタル資格者証に付された二次元コードを検証者側が読み取ることで、資格の有効性及び真正性(改ざんなどがされていないこと)を検証できます。

未申請の方におかれましては、この機会に是非御申請いただきますようお願い申し上げます(デジタル資格者証の取得方法につきましては、本誌2月号(No.639)14ページを参考にマイナポータルにて御申請ください。)

なお、申請手続において、顔写真の不備が多く見受けられます。資格者証を適切に活用していただくためにも、以下の判断基準を満たしていない写真は不適合と判断する場合がありますので御留意ください。

また、現時点では、一度登録した顔写真を変更することはできません(令和8年度～9年度内に変更申請手続を追加反映予定)。写真の差替えが可能となるまでには時間を要するため、申請時には内容の確認を徹底し、適正な顔写真の御登録をお願い申し上げます。

## (2) デジタル資格者証顔写真の判断基準及び適正な写真例について

適正な写真例



デジタル資格者証顔写真の判断基準

- ・正面を向いて撮影されたもの
- ・申請日から3か月以内に撮影されたもの
- ・緑なしのもの
- ・無帽であるもの
- ・背景(影を含む)がないもの
- ・加工していないもの(生成AIによる加工含む)
- ・輪郭が露出しているもの

※上記の判断基準に適合する場合であっても、本人確認が困難であると認められる写真、又は行政書士の信用若しくは品位を損なうおそれがあると認められる写真については不適合と判断する場合がございます。

## (3) 不適正な写真例について

不適正な写真例



帽子をかぶっている



背景が無地でない

眼鏡に光が反射して  
目が確認できない

サングラスをかけている



真正面を向いていない

鮮明でない  
(画質が粗い、ぼやけている)

運転免許証や行政書士証票を撮影している

# 行政書士制度 PR パンフレットの御案内



日行連広報部では、行政書士制度を国民に広く周知することを目的として、平成 25 年度に作成した「行政書士制度 PR パンフレット」の内容に、平成 26 年度に創設された特定行政書士制度、令和 8 年 1 月 1 日から施行された行政書士法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 65 号）の内容等を反映した令和 7 年度版を作成いたしました。

本パンフレットは、平成 25 年度版の改訂を検討する中で、広報ツールとしての利便性を最優先とし、各单位会及び会員の皆様が印刷して無償で御利用いただけるよう、会員専用サイト「連 con」に印刷データを掲載いたしましたので、是非とも御活用ください（製本の購入を希望される場合には、株式会社全行団に御相談ください）。

なお、印刷データの単位会及び会員以外の利用並びに二次利用は、原則として認めませんので、御留意ください。

会員専用サイト「連 con」>ライブラリ>パンフレット等  
<https://www.gyosei.or.jp/members/library/panf>



# 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 認証を取得しました

<デジタル推進本部>

日行連は、この度情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の国際規格である ISO/IEC 27001 : 2022 の認証を取得しました。

近年、行政手続のデジタル化の進展や各種システムの活用拡大に伴い、組織が取り扱う情報の重要性はますます高まっています。本会においても、行政書士及び行政書士会に関する各種情報を適切に管理し、会員の皆様や関係機関からの信頼に応えるため、情報セキュリティ体制の一層の強化に取り組んでまいりました。

ISMS は、情報資産の機密性・完全性・可用性を維持しながら、組織全体で情報セキュリティを継続的に管理・改善するための仕組みです。本会では、情報セキュリティ方針の策定、リスク管理体制の整備、職員への教育・訓練、各種規定の整備・運用などを進め、第三者機関による審査を経て認証取得に至りました。

今回の認証の対象範囲は、「行政書士会及び行政書士の指導・連絡、並びに行政書士の登録事務」です。これらの業務は、会員情報を始めとする重要な情報を取り扱う本会の基幹業務であり、適切な情報管理が強く求められます。

本会では、ISMS 認証の取得をゴールとするのではなく、継続的な改善活動を通じて情報セキュリティ水準の向上に取り組んでまいります。今後も、会員の皆様に安心して各種手続等を御利用いただけるよう、安全かつ適正な情報管理に努めるとともに、行政書士制度の発展と社会からの信頼確保に取り組んでまいります。



日本行政書士会連合会は、ISO/IEC 27001 : 2022 (ISMS) の認証を取得しています。

認証範囲：行政書士会及び行政書士の指導・連絡、並びに行政書士の登録事務

## 「災害復興支援員」を募集しています

令和6年9月25日付けで「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を締結したことを踏まえ、本会大規模災害対策本部では、将来的な大規模災害の発生に備えて、平時から被災自治体を支援する会員（災害復興支援員）を養成し、大規模災害の発生時には迅速に被災自治体に派遣して支援活動が行える組織体制を整備しておく必要があると考えています。

上記趣旨に御賛同くださる方、「災害復興支援員」に関心を持たれた方におかれましては、以下の会員専用サイト「連 con」の該当ページにアクセスの上、詳細を御覧ください。

日頃から会員一人ひとりが、自分も被災者になり得るということを胸に刻み、防災・減災の意識を高めるとともに、共助の精神を培っていくことが重要であると考えています。皆様の御参加をお待ちしています。

御理解御協力のほど、よろしくお願いいたします。

会員専用サイト「連 con」>記事>「災害復興支援員」の募集について  
<https://www.gyosei.or.jp/members/others/20250401>





# 日行連自動車登録OSSセンター構想による看板設置について

## <自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）対策特別委員会>

自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「OSS」という。）については、平成 29 年 4 月から対象地域及び対象手続が拡大され、現在、全国の都道府県において新車新規・移転・変更登録・継続検査等の運用が開始されているほか、令和元年 5 月 7 日からは、軽自動車 OSS の運用も開始されました。

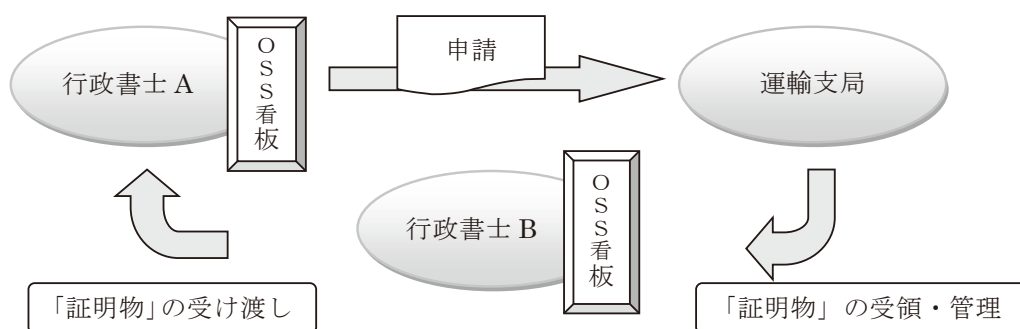
自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）対策特別委員会では、行政書士業務を守るためには、個々の会員が紙申請でなく OSS 申請を選択する強い決意をもって結果を残し、他団体の参入がなくとも行政書士の力で OSS 普及に寄与できるということを国に示す必要があります。さらに、国民に対しても、OSS の手続を代理する行政書士の PR を図る必要があります、それらに対応するため、OSS の普及促進を図る全国の行政書士事務所に「日行連自動車登録 OSS センター支所」の看板を設置することとし、本年度も以下のとおり希望会員を募集いたします。

（令和 7 年度までに 1,097 箇所の行政書士事務所に看板が設置されました。）

### 1. 日行連自動車登録 OSS センター支所看板を設置する意義について

OSS においても申請終了後に受領しなければならない「証明物」（車検証、検査標章等）があるため、現在も各地の行政書士が協力して、自動車登録手続と交付される「証明物」の收受・管理・送付業務を相互にやり取りしています。

このネットワークを「日行連自動車登録 OSS センター支所」の看板を設置することで公に周知し、その名称を使用して自動車登録業務及び車庫証明業務を行うことにより、「OSS 申請手続は行政書士へ依頼するものである」というイメージを、自動車ユーザーである国民に浸透させることを目指したものです。



### 2. 「日行連自動車登録 OSS センター支所」の看板設置希望会員の募集について

申請書（所属単位会にお問合せください。会員専用サイト「連 con」にも掲載しています。）に必要事項を記載の上、所属単位会の推薦を受け、所属単位会を経由して応募してください。

（締切：令和 8 年 11 月 20 日（金）単位会必着）

※看板作成費用 12,100 円（税込・送料込）は自己負担になりますので御注意ください。また、看板作成費用のお支払いは代金引換になりますが、代引手数料の負担はございません。

※看板の納品は令和 9 年 2 月初旬～中旬頃を予定しています。

※当該看板設置の有無に関わらず、OSS 申請業務を行うことはできますので、御承知おきください。

### <推薦条件>

- ① OSS 申請業務の普及促進に取り組むこと。
- ② VOD 研修「OSS 申請業務研修」を受講していること。
- ③ 行政書士法及び関係法令並びに単位会会則、規則等に違反していないこと。
- ④ 会費等の滞納がないこと。
- ⑤ 依頼者に対する賠償責任を担保できる措置を講じていること。
- ⑥ OSS 申請に対応できる措置が講じられていること。

### <日行連自動車登録 OSS センター支所看板イメージ>

文 字：「日行連自動車登録 OSS センター

〇〇支所（〇〇〇〇行政書士事務所）」

材 質：アルミ複合板（厚さ 3mm）

地 色：白又は乳白色

文字色：黒色

徽 章：文字列の前に行政書士徽章マーク

サイズ：横 24.5cm×縦 100cm


**日行連 自動車登録 OSS センター**  
 〇〇支所（〇〇〇〇行政書士事務所）

※ 支所名は事務所に最寄りの運輸支局・検査登録事務所の名称を使用します。

※ 支所名には行政書士名簿に登録された事務所名称を併記します。

### 3. 「日行連自動車登録 OSS センター支所」登録会員名簿の公開について

OSS センター支所登録会員間の相互協力体制の確立等を目的として、OSS センター支所登録会員の名簿を会員専用サイト「連 con」にて公開しています。なお、看板設置済みの方で丁種会員である旨の記載を希望する場合には、所属単位会に御連絡ください。

### <公開情報>

- |                       |          |
|-----------------------|----------|
| ①会員番号                 | ⑥事務所名称   |
| ②所属単位会                | ⑦事務所所在地  |
| ③事務所に最寄りの運輸支局・検査登録事務所 | ⑧事務所電話番号 |
| ④氏名                   | ⑨丁種会員情報  |
| ⑤フリガナ                 |          |

※ 公開内容は、行政書士名簿に登録された登録情報です（公開情報の③を除く。）。

※ 非公開を希望する場合には、所定の様式に非公開希望の旨を記載して、所属単位会に御連絡ください。非公開から公開に変更する際も同様です。

※ 当該名簿への登載時期は、看板の納品と合わせた令和 9 年 2 月初旬～中旬頃を予定しています。

※ 現在は会員専用サイト「連 con」での公開となりますが、今後、一般に公開させていただく可能性もございますので御承知おきください。

# 社労業務取扱証明書の発行について

＜許認可業務部 社労税務・生活衛生部門＞

許認可業務部では、平成 11 年から社労業務の推進の一環として、標記事業を実施することとしています。

つきましては、該当会員のうち、当該証明書の発行を希望する会員は以下の事項を御確認の上、所属単位会までお申込みください。

◇対象者：昭和 55 年 9 月 1 日現在の行政書士会入会者のうち、社労業務取扱証明書の発行を希望する者（ただし、既に証明書の発行を受けている者は除く。）

◇申込方法：申込用紙「社労業務取扱証明書発行願（様式 1）」に記入の上、所属単位会にお申し込みください（申込用紙は会員専用サイト「連 con」から入手可能です。）。

◇申込締切日：**令和 8 年 9 月 25 日（金）（単位会必着）**

※発行までに通常 1 か月ほどを要します。

◇発行趣旨：

- 1) 行政書士法の一部を改正する法律（昭和 55 年法律第 29 号）附則第 2 項に規定する行政書士経過措置者、すなわち当該法律の施行の際（昭和 55 年 9 月 1 日）、現に行政書士会に入会している行政書士であることを確認し、その者が社労業務取扱会員であることを証明するものです。
- 2) 当該経過措置者の社労業務については、単位会による不断の推進活動とともに、全国社会保険労務士会連合会との申合せ・覚書や旧社会保険庁、旧労働省による通達等によって、継続的に関係方面の理解を得てきていますが、歳月の経過に伴い、窓口等においては、ともすれば周知を欠く場面もあります。このような事態に対応すべく該当会員のうち希望する者に対し、当証明書を発行し、窓口等で確認の必要が生じた場合に使用していただくこととしています。
- 3) 経過措置に係る該当会員の社労業務について、当証明書発行の有無、所持・不所持は、業務上の何ら新たな権利・義務、利益・不利益等を生じさせるものではありませんので、誤解なきよう願います。

◇留意事項：

- 1) 氏名が旧字・外字の場合、活字化の際に新字体に変更させていただく場合がございますので、あらかじめ御承知おきください。
- 2) 紛失等による証明書の再発行は、別途、「社労業務取扱証明書再発行願（様式 2）」にて所属単位会経由で申し込んでください。
- 3) 証明書の返却に際しては、所属単位会を通じて日行連宛てに、「社労業務取扱証明書返却届出書（様式 3）」を添えて返却願います。
- 4) なお、社労業務取扱証明書の発行に関して不明な点は所属単位会にお尋ねください。



# 「行政書士法の一部を改正する法律（昭和55年法律第29号）附則第2項」に規定する「行政書士に係る取扱い」についての主な申合せ・覚書、通知等

| 覚 書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 申 合 せ                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 社会保険労務士制度と行政書士制度との関係については、過去の経緯、実績をふまえ、両者の業務の円滑な運営が可能になるよう法改正を含めて、できるだけ早い機会にその解決を図るとの昭和56年の衆・参両院の委員会の特別決議をふまえ、次の法改正を記に両制度の調整を図るものとする。</p> <p>2 両制度の調整が図られ得るまでの間、行政書士法附則第2項で定める業務ができる行政書士に関しては、前期1の趣旨をふまえ、両者の間に協議の場を設け、定期的に誠意をもって協議を進めるとともに両会の会員が円滑に業務を進められるように努めるものとする。</p> <p>昭和61年4月25日<br/>全国社会保険労務士会連合会</p> <p style="text-align: right;">会長 中西 實</p> <p>日本行政書士会連合会</p> <p style="text-align: right;">会長 佐藤義哉</p> <p style="text-align: center;">立 会 人</p> <p>自由民主党政務調査会</p> <p style="text-align: right;">社会部会長 稲垣実男<br/>労働部会長 遠藤政夫<br/>地方行政部会長 西田 司</p> | <p>昭和61年4月25日、社会、労働、地方行政三部会長立会いのもとにとりかわされた覚書を前提として、それを進めるにあたり、次の事項について申合わせる。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>社会保険労務士法の改正後においても、行政書士法附則第2項に定める業務ができる行政書士に関しては、現に行っている申請等の事実行為及び民法上の代理行為については、現状のままとする。</p> <p>昭和61年5月7日<br/>全国社会保険労務士会連合会 会長 中西 實<br/>日本行政書士会連合会 会長 佐藤義哉<br/>立会人 遠藤政夫<br/>松浦 功</p> |

| 了 解 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 今回の社会保険労務士法の第2条第1項第3号の改正は、労働に関する相談・指導業務の重点が労務管理にあることを明確にしたものであって、社会保険労務士の業務の範囲についての変更をしたものではないこと。</p> <p>2. 改正後の社会保険労務士法第2条第1項第3号に基づく業務については、従前と同一のものであること。</p> <p style="text-align: center;">平成5年5月25日</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;"> <p>全国社会保険労務士会連合会</p> <p>会 長 中 西</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;"> <p>日本行政書士会連合会</p> <p>会 長 眞 達</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> |

|                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>覚 書</p> <p>社会保険労務士制度と行政書士制度との関係については、昭和61年<br/>4月25日付の覚書を尊重し、その趣旨に則り両者が誠意をもって協議<br/>を進め、両会の会員が円滑に業務を進められるよう努めるものとする。</p> <p>平成5年5月25日</p> <p>全国社会保険労務士会連合会<br/>会 長 中 西</p> <p>日本行政書士会連合会<br/>会 長 眞 達</p> | <p>立 会 人</p> <p>自由民主党政務調査会</p> <p>社 会 部 会 長 野呂昭彦</p> <p>労 働 部 会 長 今枝敬徳</p> <p>地方行政部会長 額賀福志郎</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|

## ● 社会保険労務士法の一部を改正する法律の施行に当たり留意すべき事項について

平成10年6月1日付、庁保発第20号、各都道府県民生主管部（局）長宛、社会保険庁運営部長通知

社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成10年法律第49号。以下「改正法」という。）の施行については、平成10年6月1日厚生省発社保第71号・労働省発労徴第49号をもって厚生事務次官及び労働事務次官から通達されたところであり、その施行に当たって留意すべき事項等については別途通知することとしているところであるが、行政書士法の一部を改正する法律（昭和55年法律第29号）附則第2項に規定する行政書士（以下「経過措置に係わる行政書士」という。）に係わる取扱いについては、下記のとおりである。

なお、このことについては労働省と協議済みであり、労働大臣官房長から都道府県労働基準局長及び都道府県労働主管部（局）長あて別途通知されるので、念のため申し添える。

### 記

- 1 改正法の施行後においても、経過措置に係わる行政書士に関しては、従来行われてきた申請等の事実行為を行うことを妨げるものではないこと。
- 2 改正法による改正後の社会保険労務士法第2条第1項第1号に掲げる事務については、経過措置に係わる行政書士は、引き続きこれを行うことができるものであること。

## ● 社会保険労務士法の一部を改正する法律の施行に当たり留意すべき事項について

平成10年6月1日付、労働省発労徴第50号、各都道府県労働基準局長・各都道府県労働主管部（局）長宛、労働大臣官房長通知

社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成10年法律第49号。以下「改正法」という。）の施行については、平成10年6月1日厚生省発社保第71号・労働省発労徴第49号をもって厚生事務次官及び労働事務次官から通達されたところであり、その施行に当たって留意すべき事項等については別途通知することとしているところであるが、行政書士法の一部を改正する法律（昭和55年法律第29号）附則第2項に規定する行政書士（以下「経過措置に係わる行政書士」という。）に係わる取扱いについては、下記のとおりである。

なお、このことについては厚生省と協議済みであり、また、社会保険庁運営部長から都道府県民生主管部（局）長あて別途通知されるので、念のため申し添える。

### 記

- 1 改正法の施行後においても、経過措置に係わる行政書士に関しては、従来行われてきた申請等の事実行為を行うことを妨げるものではないこと。
- 2 改正法による改正後の社会保険労務士法第2条第1項第1号に掲げる事務については、経過措置に係わる行政書士は、引き続きこれを行うことができるものであること。

## 特別倫理研修

## 令和8年度 行政書士申請取次関係研修会 (VOD 方式) の御案内

&lt;申請取次行政書士管理委員会・中央研修所&gt;

日行連倫理研修規則に基づいて実施する特別倫理研修（申請取次関係研修）について、令和8年度の今後の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、各会員が個々の端末（パソコン・タブレット・スマートフォン）から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD（ビデオ・オン・デマンド）システムに登載されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて聴講可能です。

なお、各研修会の申込み等の詳細については、会員専用サイト「連 con」にて都度、御案内いたしますので、御確認くださいようお願いいたします。

## 各研修会開催案内等の掲載場所

◆日行連ホームページ TOP>会員ログイン>研修・セミナー>申請取次関係研修

<https://www.gyosei.or.jp/members/training/shintori>（連 con ログイン後に御覧いただけます。）



## 令和8年度（令和8年10月～令和9年3月）開催概要

| 研修会区分         | 受講期間                      | 開催案内<br>(会員サイト<br>詳細発表) | 申込期間                     | 修了証書発行日<br>(同日発送予定) | 結果通知<br>発送予定日<br>(基準未到達者のみ) |
|---------------|---------------------------|-------------------------|--------------------------|---------------------|-----------------------------|
| 実務研修会<br>(更新) | 10月13日(火)<br>～10月23日(金)   | 8月上旬                    | 8月26日(水)<br>～9月1日(火)     | 11月6日(金)            | 11月12日(木)                   |
| 事務研修会<br>(新規) | 11月13日(金)<br>～11月24日(火)   | 9月中旬                    | 10月2日(金)<br>～10月8日(木)    | 12月14日(月)           | -                           |
| 実務研修会<br>(更新) | 令和9年1月18日(月)<br>～1月28日(木) | 11月上旬                   | 11月25日(水)<br>～12月1日(火)   | 令和9年<br>2月10日(水)    | 令和9年<br>2月17日(水)            |
| 事務研修会<br>(新規) | 2月19日(金)<br>～3月1日(月)      | 12月中旬                   | 令和9年1月7日(木)<br>～1月14日(木) | 3月19日(金)            | -                           |

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

※各研修は定員制です。申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。

## ○研修会の区分

**事務研修会：**入国・在留手続関係の申請取次を**新規**に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

**実務研修会：**地方出入国在留管理局から届出済証明書の交付を受けていて、**更新**を希望する行政書士を対象とする研修会です。

【特例措置】既に届出済証明書の交付を受けている方の更新手続には、実務研修会の修了証書に加えて、1年以内に発行された事務研修会の修了証書も使用できるとした特例措置を講じています。既に届出済証明書の交付を受けている方は、上記区分によらずお申し込みができます。

## ○受講費用（税込み）

事務研修会：30,000円 実務研修会：15,000円

## ○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、各研修を修了された皆様に一律に発送いたしますので御承知おきください。

**事務研修会：**課題提出締切後、結果通知と併せて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

**実務研修会：**課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。



## 重要なお知らせ

## 一般倫理研修受講について

&lt;総務部・中央研修所&gt;

令和5年8月31日から、全会員に5年に一度の一般倫理研修の受講が義務化されました。当該研修の受講方法等は、以下の案内を御参考としてください。

## 1 受講・修了期限（初回）

令和5年8月31日以降の新規登録会員は、登録月の翌月初日から起算して3か月以内に受講・修了してください（例：令和8年4月1日に登録⇒令和8年7月31日まで）。

## 【参考】次回期限（2回目以降）

前回修了日から5年後の日が属する年度の3月31日までに受講・修了してください。

（例：令和8年4月1日に修了した場合⇒令和14年3月31日）

## 2 受講方法

## ①中央研修所研修サイトにアクセス

日行連ホームページ（<https://www.gyosei.or.jp/>）にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリック。



## ②中央研修所研修サイトにログインして研修を受講

中央研修所研修サイト用のID、パスワード（初回ログイン時には申込みが必要）を入力してログイン。「講座一覧」>「義務研修」>「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講（3時間程度）。全講座を視聴後、受講確認テストを受ける（詳細は同サイト内の説明やマニュアルを御確認ください）。

本サイトのご利用方法は案内マニュアルをご覧ください。  
 <<< 中央研修所研修サイト利用案内マニュアル >>>  
 一般倫理研修を受講の方は一般倫理研修マニュアル  
 <<< 一般倫理研修マニュアル >>>

詳しい受講方法は「一般倫理研修マニュアル」をダウンロードして御確認ください。  
 ※必ず受講方法を確認した上で受講してください。

ID、パスワードを入力して「ログイン」をクリックしてください。

パスワードをお持ちの方  
 ID（パスワード）を入力して、ログインボタンをクリックしてください。  
 （パスワードを忘れた方はこちら）

ユーザーID:   
 パスワード:   
 ログイン

（パスワード、その他研修に関するお問い合わせはこちら）

■はじめてのご利用の方  
 通知したパスワードの期限が切れた方  
 下記の「ID、パスワード申込」ボタンをクリックして申込画面へ進み、必要事項を入力してログインを行ってください。

※ご利用には 行政書士登録番号 及び 受信可能メールアドレスが必要です。

ID、パスワード申込

初めて御利用の方はこちらをクリックして「ID、パスワード申込」を行ってください。

## ③受講確認テストに合格後、修了証を発行

受講確認テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックすることで研修が修了。

職務上請求書を購入予定の方は、同ボタンをクリック後に表示される修了証の印刷又はダウンロードをしてください。なお、職務上請求書の購入予定がない方も、修了日を確定し、受講を完了させるために、必ず同ボタンをクリックしてください。

【参考】「一般倫理研修の受講について」  
 日本行政書士会連合会ホームページ（お知らせ）  
<https://www.gyosei.or.jp/news/20240329>



## 重要なお知らせ

## 「月刊日本行政」のメールによる発行のお知らせ機能の御利用について

&lt;広報部&gt;

かねてより御案内のとおり、本会会報誌「月刊日本行政」の紙版の発行及び発送は、令和7年4月号から隔月（奇数月のみ）となりました。なお、電子版は、これまでどおり毎月本会ホームページ及び会員専用サイト「連con」に掲載いたします。「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に御理解・御協力をお願いいたします。

「連con」には、「月刊日本行政」が掲載されたことを会員にお知らせするメール配信機能が搭載されています。そのメールの本文中には該当号のPDFの直接リンクや概要が記載されるなど、大変便利な機能となっていますので、是非御利用ください。「連con」のメール配信機能の利用方法は、次のとおりです。

## 会員専用サイト「連con」の利用登録

利用登録あり

- ① ログイン（ID・パスワードを入力）
- ② マイページ（画面右上の名前をクリック）
- ③  をクリック
- ④ 「新着月刊日本行政」を「受け取る」に変更
- ⑤  をクリック

利用登録なし

「利用登録」ボタンから利用登録。必要情報を全て入力後「受け取る」にチェックが入っていることを確認し「確認」ボタンをクリック。  
<https://www.gyosei.or.jp/user/register>



『月刊日本行政』発行のお知らせメールを受け取ります。  
 必要な場合は、チェックを外してください。

☒ 受け取る

[ログイン画面へ戻る](#) [確認](#)

## ログインページ

※ 連conにログインするには利用登録が必要です。

連conへの登録がお済みの方

ログインIDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。

ログインID\*

半角英数字記号で入力してください

パスワード\*

半角英数字記号で入力してください

[ログイン](#)

ログイン出来ない方

- ログインID・パスワードを忘れた方
- ログインID・パスワードの入力方法がわからない方
- パスワードの再入力が必要な方

連conへの登録がお済みでない方

また利用登録をされていない方は下記よりお手続きください。

[連conサイト利用登録](#)

## ② マイページ

行政 太郎 プロフィール

ホーム / マイページ

※ ページ右上の連conロゴをクリックすると連conトップページに遷移します。

③ 変更する

登録情報

氏名 行政 太郎

## 変更画面

氏名 行政 太郎

ログインID uni-agi-member 変更

登録番号 00001234

所属単位 埼玉県

メール通知

※ 毎月日本行政 受け取る 受け取らない

④ 「受け取る」に変更

新着記事お知らせ

※ 選択した記事は必ずしも掲載されません。

☐ 一般公開情報
 ☐ 申請取付関係情報
 ☐ 申請取付関係情報・セミナー

☐ 特定行政士決定情報
 ☐ 業務関係情報・セミナー

☐ 運輸交通部門
 ☐ 建設・環境部門

☐ 農林・水産利用部門
 ☐ 社会保障・生活福祉部門

☐ 税関・貿易・通関手続部門
 ☐ 法務・司法関係部門

☐ 労働関係部門
 ☐ 知財関係部門

☐ 企業支援部門
 ☐ 委員会等

☐ その他

⑤ 保存（保存完了後マイページへ遷移します）

[保存](#)

※このメール配信機能の利用に伴って紙版の受取停止を希望する場合は、所属単位会を通じて日行連に御連絡ください。

# 企業の皆様へ

～倫理法・倫理規程を御存知ですか？～

- ✓ 企業の皆様と国家公務員が接する際、国家公務員には一定のルールがあります。
- ✓ 国家公務員との飲食や贈答品のやりとりなどには、御注意ください。

おもてなし その気持ちだけ いただきます



## わかりやすく！

公式マスコット  
「りんりん」が解説する  
動画（7分）を御覧  
いただけます。



## 詳しく！

事業者様向けの  
広報用資料を各種御用  
意しております。



## コンパクトに！

リーフレット  
（A4・2ページ）等  
を御用意しております。



倫理法・倫理規程の内容をよりご理解いただくため、社内研修  
（Web研修を含む）などへ講師派遣を行っています。謝金は不要です。

## お問い合わせは



国家公務員倫理審査会事務局  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-3  
虎ノ門アルセアタワー15F

[rinrimail@jinji.go.jp](mailto:rinrimail@jinji.go.jp)  
<https://www.jinji.go.jp/rinri.html>



## 相談・通報は



公務員倫理ホットライン

検索

<https://www.jinji.go.jp/rinri/tuuho.html>





# Pick UP! 単位会

各単位会の取組を  
お知らせします。

## 沖縄県

行政書士会

### 沖縄県社会保険労務士会と包括連携協定を締結



沖縄会は、令和8年5月19日、沖縄県社会保険労務士会との間で包括連携協定を締結いたしました。これまでの士業間協定は業際問題を避ける消極的な目的が大半でしたが、本協定は両会が一步踏み込み、積極的に連携を強化するものであり、県内の士業において初の試みとなります。

背景には、深刻化する少子高齢化や人手・後継者不足といった喫緊の地域課題への対応があります。これまで個別事業の協力にとどまっていた関係を、広範かつ継続的な枠組みへと発展させました。これにより、県民や県内企業が組織間でたらい回しにされることなく、より円滑な支援を受けられる体制の確立を目指します。

具体的な協力分野は、「外国人との共生」、「災害対応」、「産業振興」、「事業承継」など6分野にわたります。企業の事業展開や外国人の就労支援においては、行政書士が担う許認可申請・補助金活用と、社労士が担う労務管理や社会保険手続きが密接に絡み合います。本協定を通じて、こうした複雑な事案に一体的かつ迅速に対応することが可能になります。

双方の専門性を生かし、相談窓口をつなぐことで依頼者の負担を軽減する「ワンストップに近いサービス」を提供できる点に、本協定の最大の意義があると考えています。今後は、両会合同での相談会や相互研修の実施を通じて更なる連携深化を図り、地域社会の多様化するニーズに的確に応えられるよう努めてまいります。



## 青森県

行政書士会

### 行政書士の専門性を自治体施策に生かす ～八戸市との連携協定と競争的資金申請支援事業～



青森会は令和8年5月27日、八戸市と「中小企業支援に関する連携協定」を締結しました。本協定は、市内中小企業に対して国や県等が実施する補助金等の競争的資金の活用を支援し、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

八戸市では本年度、新たに「競争的資金申請支援事業」を創設しました。同事業は、中小企業者が補助金等の申請に際して行政書士等の専門家へ支払う申請支援費用について、その3分の1又は2分の1（上限30万円）を市が補助するものです。専門家活用に伴う費用負担を軽減し、事業者の積極的な成長投資を後押ししています。

特徴的なのは、補助対象が競争的資金の採択を受けた案件に限られる点です。そのため、制度の活用には説得力と実現性を備えた事業計画が求められます。行政書士には、事業者の課題や強みを整理し、その構想を事業計画として具体化する伴走型の役割が期待されています。

当会では今後、八戸市との連携の下、補助金申請支援に対応できる会員の紹介体制や相談体制の充実を図ってまいります。

今回の取組は、行政書士が補助金申請支援の専門家として自治体施策の中に位置付けられたことに加え、専門家活用を公的に後押しする制度として構築された点に大きな特色があります。行政書士等の専門家を活用する際の費用を自治体が補助する仕組みは全国的にも例が少なく、中小企業支援と専門家活用を結び付けた先進的な取組として注目されます。今後の展開を通じて、行政書士の専門性を生かした中小企業支援のモデルとして発展することが期待されます。



愛知県

行政書士会

## 第33回名古屋自由業団体 フレッシュマンフォーラムに参加



令和8年6月9日に、第33回名古屋自由業団体フレッシュマンフォーラムが開催されました。「名古屋自由業団体」は10士業団体で構成され、開業から間もない新人会員を対象に、異なる士業間のネットワーク作りや情報交換、親睦を深めることを目的として「フレッシュマンフォーラム」を毎年開催しています。

当日は、愛知会を始め、愛知県弁護士会、愛知県司法書士会、愛知県社会保険労務士会、愛知県土地家屋調査士会、東海税理士会、名古屋税理士会、日本公認会計士協会東海会、公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会、日本弁理士会東海支部の各団体から約180名が参加し、会場は終始活気にあふれていました。

フォーラムでは、グループに分かれて自己紹介や意見交換、それぞれの業務内容や資格取得のきっかけ、現在携わっている業務などについての交流が行われました。ふだんの業務では接する機会の少ない他士業の先生方と直接話をすることで、それぞれが抱える悩みや今後の目標についての意見交換が行われ、大変有意義な時間となりました。

行政書士の業務においても、依頼内容によっては弁護士、司法書士、税理士など他士業との連携が欠かせない場面があります。そのため、今回のフォーラムの交流の場は、新人会員が他士業との横のつながりを築き、互いの専門性を理解する大切な機会となっています。

当会は、新人会員が安心して業務に取り組める環境作りや、他士業との連携を深める機会を大切にしています。今後も名古屋自由業団体の一員として、今回のフォーラムを始めとした各事業を通じて、会員相互の交流促進と資質向上に努めてまいります。



## 登録委員会からのお知らせ

### 重要 行政書士法人に所属する会員等の登録手續に関するお願い

日行連では、令和6年10月から新しい会員管理システムの運用を開始しています。現在は、登録事務手續における添付書類の削減や手續の簡素化に向け、国が運営する「国家資格等情報連携・活用システム」との接続を目指しており、登録情報に関し、一元管理を前提として整備を進めているところです。

つきましては、次の点について御留意の上、御協力くださいますようお願い申し上げます。

- ☐ 行政書士名簿の登録事項に変更が生じた場合や登録を抹消する場合は、それぞれに応じて「行政書士変更登録申請書」「記載事項変更届出書」「行政書士登録抹消届出書」を提出してください。
- ☐ 上記において、行政書士法人に所属する会員（社員又は使用人）の登録事項に変更が生じた場合や登録を抹消する場合は、当該法人から同時に「行政書士法人名簿登載事項変更届出書」を提出してください。



# 秋 桜 日 記

## ～特定行政書士への誘い～

この物語は、特定行政書士に特に興味のなかった新人行政書士が、特定行政書士の持つ力を実感し活躍する姿を描くものである。

### 主な登場人物

#### 中島 涼介 (32 歳) 行政書士として業務経験を積んできた開業 5 年目の行政書士

特定行政書士となり、その資格の可能性を通常業務においても実感している。そろそろ人生の節目を迎えそうな予感が…。

#### 山田 賢人 (56 歳) ベテランの行政書士

関東の県庁所在地で開業している。特定行政書士制度がスタートした当初から、特定行政書士の将来性について熱い思いを抱いてきた。若手はもちろん、ベテランに対しても、その熱い思いを語ってきた熱血先生である。

#### 山田 麻衣 (27 歳) 山田先生の娘で特定行政書士

大学在学中に行政書士試験に合格した才女。父親が所長を務める山田事務所の副所長として活躍中。

#### 本田 栞 (27 歳) 中島の彼女

山田麻衣とは大学の同級生で、同じ行政法のゼミに所属していた。現在は家業の建設会社を手伝いながら、中島には内緒で行政書士試験に向けて勉強している。

それなのに、ひょうひょうと業務をこなし続けられるのは何故だろう。そう考えたときに気付いたことは、みんな明るい性格で、どんな状況でも前向きな姿勢を崩さないということだ。ふざけてると言ってもいいくらい、冗談が多い。山田先生はその代表と言ってもいいだろう。

「ともかく、状況はこうだ。ある会社の社長が亡くなって、その持ち株を子供二人が半分ずつ相続した。役員は父親と長男だけだったので、今のところ、役員は長男一人だが、50%以上の株主は役員に準じる者となるから、株主変更の届出が必要になるだろう。その結果、株主となった二人の子供のうちの一人、次男が欠格事由に該当していたため、許可を取り消すという連絡が担当行政庁から来たらしい。産業廃棄物の収集運搬業の方が取消しになったという通知が来たようだが、本業は建設業の方なので、こちらが取り消されると、とてもまずいことになる。そこで、これをなんとかできないか、というのが今回の相談だよ。」

山田先生の話聞きながら、中島は気が重くなった。家族経営の会社であれば、相続によって代替わりすることは当然のことだ。そのために経営の基礎となる許可が無くなってしまっては元も子もない。当事者としては死活問題だ。

「でも、欠格事由になってるって、事前に分からなかったのかしら。」

麻衣先生が聞いた。

「そうなんだよね。そこについては詳しく聞いてないから、なんとも言えないんだけど。これから社長さんが来る予定だから、その辺をよく聞いてみようか。」

時計を見ると午後6時になっていた。

「先生、お客様がお見えです。」

事務員さんに案内されて一人の青年が入ってきた。

山田先生、麻衣先生と一緒に中島も立ち上がって挨拶を交わした。

その青年こそ、渦中の社長だった。20代後半の、よく日に焼けた顔がたくましい好青年だ。作業着の胸の辺りに「株

### 第三十一話：～問題の芽をどう摘む？～

「そして、この変更届を提出したことが問題の種になった。そう語る山田の表情は深刻そのものだった。そして沈黙…」

「ちょっと、パパ！っていうか所長！こんな深刻な話なのにふざけないでよ！」

麻衣先生の強めのツツコミのおかげで、中島は我に返った。

「まったく、自分でナレーションなんか入れて、おかしいんじゃないの？」

「いや、すまん。ちょっと深刻な内容なんで、少しくらい場を和ませたほうが、いいアイデアが出るんじゃないかと思ってね。」

山田先生くらいのベテラン行政書士に会うと、不思議に思うことがある。仕事柄、深刻な相談を受けることも多く、親身になればなるほど本人にかかるストレスも大きいはずだ。



式会社佐藤工務店」と書いてある。

「この度は、相談に乗っていただけということで、ありがとうございます。現場から直接来たので、遅い時間になってしまい、格好もこのままで失礼します。」

物腰も丁寧で、礼儀正しい青年社長だ。

「どうぞ、まずはお茶でも召し上がってください。御事情は税理士の先生からお聞きしてます。ただ、気になるのは、弟さんの御事情について、事前に分らなかったのでしょうか？」

氷入りの麦茶を一気に飲み干して、佐藤社長は姿勢を正した。

「まったくお恥ずかしい限りです。実は、弟は高校を卒業した直後に、進路のことで親父、つまり先代の社長と喧嘩しまして、そのまま家を飛び出してしまって。そのあと、母親とは連絡をとっていたようなんですが。私も仕事が忙しくて、心配はしていたのですが、連絡をとっていなかったという状況なんです。」

社長の話によると、弟さんは学生の頃からバンド活動に夢になり、プロになることを目指して専門学校に進学したかったらしく、家業を継ぐことを期待していた父親と喧嘩になったらしい。

「父親が亡くなる直前に、母親が連絡して、久しぶりに病院で会ったのが、つい3か月ほど前のことです。そのあと、父が亡くなって、相続の手続のこともあるので、母親と弟の三人で話をしました。父親の希望は兄弟二人で会社を続けて欲しい、ということでしたので、その話を弟にしたところ、弟も了解してくれました。これから頑張ろうと決めたのに、こんな状況になってしまいました。」

下を向き、拳を握りしめる佐藤社長の姿は、見ているだけでも辛そうだった。

「そうでしたか。ところで、弟さんのどういう事情が原因で許可が取消しになったんですか？」

山田先生の問いかけに応じて、佐藤社長が胸ポケットからメモ用紙を取り出した。これまでの経緯を社長なりにまとめたようだ。

「難しい法律用語ばかりなので、よく分からないのですが、弟の話によると、2年前に当時アルバイトをしていた居酒屋で、客同士の喧嘩に巻き込まれたそうです。仲裁に入ったときに殴ったということで警察のお世話になったと。ただ、客同士の喧嘩が発端だったことと、止めようとしただけとの事情もあったので、処分は軽く済むはずだったんですが、殴られたという客が被害届を取り下げなかったらしく、そのため執行猶予付きの判決が出たようです。弟も執行猶予の意味が

よく分からなかったようで、御咎めは無いものと受け取っていたようなんです。そんなことがあったのなら言ってくれば、こっちで調べることもできたのですが、心配かけたくなかったんでしょうね。私たちには話ませんでした。」

家族に心配かけまいという気持ちが裏目に出てしまったことに、家族としては責めることもできないという、行き場のないやるせなさが言葉の端々から感じられた。

「なるほど。まずはその通知書を拝見したいのですが、正式な書面は手元にないのですか？」

「はい。担当課から電話があっただけで、書類は後日届くということでした。」

まずは、その通知書が届いたら、ファックスかメールで送ってもらうことにして、第1回目の打合せは終わった。

「ふー。事情は分かったけど、どうするかが問題ね。」

社長を玄関まで見送った麻衣先生がソファに座りながら呟いた。

「そうだね。とりあえず産業廃棄物収集運搬業の方は取消しが決定してしまったようだが、問題は建設業の方も同じような結果になりそうってところだな。そのほかにも許可を取得しているものがあるか確認しないといけないな。今日のところは、事情を聞くだけで社長の考えもまとまっていなかったようだけど、次回の打合せまでに、どんな対応が考えられるのか、いくつか提案できるように二人とも準備をよろしく頼むよ。」

大きな宿題を課された中島と麻衣先生は、顔を見合わせながら大きく頷いた。

若手特定行政書士たちの奮闘は続く。次回乞う御期待！



## <第5回> 行政書士ADRセンター三重の取組について ～地域密着の広報活動とODRの活用による紛争解決～

行政書士 ADR センター三重 センター長 阪 幸子

我が国における裁判外紛争解決手続、いわゆる ADR (Alternative Dispute Resolution) は転換期を迎えています。近年では、ODR (Online Dispute Resolution) や特定和解など新たな手法や制度が導入され、今後の取扱件数の増加が期待されます。

今期、ADR 推進本部では、行政書士 ADR の今後の展望や行政書士 ADR センターでの取組事例について掲載いたします。

本号では、行政書士 ADR センター三重から行政書士 ADR センター三重の取組について御紹介いただきます。

### 1 はじめに

行政書士 ADR センター三重（以下「当センター」という。）は、令和 3 年 3 月 31 日に法務省から認証を受け、全国の行政書士会としては 19 番目となる法務省「かいけつサポート」の認証紛争解決事業者（認証番号 第 169 号）として事業を開始しました。

当センターの組織体制としましては、センター長、副センター長並びに 5 名の運営委員からなる「運営委員会」を設置して運営に当たっています。また、手続実施者として、会員である行政書士 23 名が「調停人候補者」として登録しているほか、10 名の弁護士の先生方に「手続関与弁護士」として御協力をいただいています。

現在、当センターが取り扱う紛争の分野は以下の四つに限定しています。

- ① 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争
- ② 自転車事故に関する紛争
- ③ 愛護動物（ペットその他の動物）に関する紛争
- ④ 建物賃貸借の敷金返還又は原状回復に関する紛争

設立以降、調停人候補者のブラッシュアップ研修を定期的に行い、調停人候補者の育成と体制の強化を図ってまいりました。今回は、当センターが直面した課題と、その解決に向けた受任件数増加のための具体的な広報活動、そして時代のニーズに応える ODR（オンラインによる裁判外紛争解決手続）の活用実績について御紹介いたします。

### 2 愛護動物（ペット）分野を中心とした啓発活動

事業開始後、当センターが直面した最大の課題は「ADR 自体の認知度の低さ」でした。そこで私たちは、取り扱う四つの分野の中でも、特に県民の関心が高く、身近なトラブルが発生しやすい「愛護動物（ペット）」の分野に焦点を当てた広報活動を展開することとしました。

その中心的な活動が、三重県動物愛護推進センター「あすまいる」との連携です。「あすまいる」は、犬猫の譲渡や見学のために多くの県民が訪れる県の施設です。当センターは、この施設で毎年 2 回開催されるイベントに継続してブースを出展しており、パンフレットの配布に加え、ゲーム企画やペットに関する遺言の無料相談窓口も設け、来場者との交流を図っています。また、アンケート調査も実施しており、質問の最後に「ADR という言葉を聞いたことがありますか?」と問いかける構成にし、自然な流れで ADR の説明ができるよう工夫しています。令和 8 年 5 月に開催された開所 9 周年イベントでは、多くの方に御参加（約 100 名）いただき、アンケートの御礼として用意していた記念品が全てなくなり、予定より早くブースを終了するほどの盛況ぶりでした。

これまでのアンケート結果から、多くの方が何らかのペットトラブルを経験していることが分かっています。一方で「ADR」の認知度は依然として低いものの、仕組みを丁寧に説明すると「話合いで問題を解決できる場があるのは良い。」と



いった肯定的な御意見を多数いただくことができ、対面での啓発活動の重要性を強く感じています。

### 3 地域密着型の足を使った広報活動

受任件数を増やすためには、トラブルを抱えた当事者が「どこに相談すればよいか」を知っている必要があります。そこで、令和7年には、運営委員が手分けをして、県内の動物病院やペット関連施設など計18施設を直接訪問し、ポスターの掲示やチラシの設置をお願いしました。ペット保険の案内の隣にチラシを設置してくださる店舗や、噛み付きトラブルに関心を持たれるサロンもあり、ADRの柔軟な解決手法を御説明すると多くの方が関心を示され、「トラブルの相談を受けた際には紹介します」と快諾していただくなど、少しずつではありますが、地域に根ざした連携の輪が広がっています。

さらに、行政書士会の各支部で開催される無料相談会においては、当センターで作成した「ADRのぼり」を掲げ、マグネットクリップなどのノベルティを配布することで視覚的なPRを強化しました。また、過去には、当センター主催の無料相談会の際に三重テレビ放送の取材を受け、当センターの取組がニュースで放送されたこともあり、メディアを通じて県民の皆様にADRを知っていただく貴重な機会となりました。



### 4 ODRの活用と調停の成功

広報活動と並行して、利用者の利便性を考慮し、ODRにも対応できる体制を整えてまいりました。事業開始から丸4年が経過した令和7年4月11日に、当センターとして初となる第1回ADR調停を実施しました。事案は、広報に注力してきた愛護動物に関わる紛争でした。特筆すべきは、この初めての調停においてODRを活用した点です。申

込人には調停室にお越しいただき、相手方は遠方であったためオンラインで調停に参加するという「ハイブリッド形式」を採用しました。実施に当たっては、事前の機材の動作確認及び綿密なリハーサルを重ねて当日に臨みました。当日は、弁護士の先生にも御協力いただき、調停人や事務管理者などの総力をもって対応に当たりました。申込人の苦悩に寄り添い、丁寧な対話を重ねた結果、1回目の調停期日において双方に御満足いただける形での円満な合意に至ることができました。また、事前の研修で合意書の作成について深く学んでいたことも大いに役立ちました。

さらに、当センターでは、2件目となる調停でもODRを活用しました。事案は「建物賃貸借の原状回復」に関するものでした。本件も申込人は当センターの調停室にお越しいただき、相手方はオンラインで参加するというハイブリッド形式で行われました。双方の主張の隔たりが大きく、令和8年1月から4月にかけて、各回3時間以上に及ぶ調停を3回実施することとなりました。途中、通信機器のトラブルによる中断が発生したり、法的基準に対する認識の違いから話し合いが難航する場面もありました。しかし、手続関与弁護士の助言を仰ぎ、専門的な意見を交えながら粘り強く調停を重ねた結果、3回目の調停期日において無事に合意に至ることができました。こじれた関係を解きほぐす難しさを実感しましたが、この経験を通じて、改めてADR調停の難しさと、対話を通じて円満な解決に導くことの重要性を深く学ぶことができました。現在、新たに2件の調停のお申込みがあり、正に手続を進めているところです。

### 5 おわりに

ADRは、裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、当事者同士の対話を通じて将来に向けた前向きな解決を目指す「やさしい紛争解決」の手段です。私たち行政書士は、日常的に国民と行政の間に立ち、円滑なやり取りをサポートする専門家として、この「対話の促進」において大いに強みを発揮できると確信しています。

当センターは、今後も地域社会との連携を深め、地道な広報活動を継続するとともに、ODRも柔軟に取り入れながら、迅速かつ公正な紛争解決サービスを提供してまいります。全国の会員の皆様におかれましても、各地域でのADR制度の普及と活用に向け、より一層の周知・広報への御協力を賜りますようお願い申し上げます。





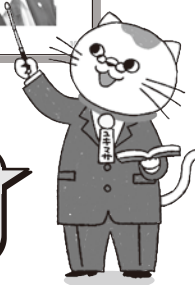
法教育推進委員会から

# 「おしごと年鑑 2026」への 協賛について

日行連では、将来を担う若年層の行政書士への関心を高めるため、朝日学生新聞社から発刊されているキャリア教育教材「おしごと年鑑」に2020年度から協賛しています。本年度も引き続き、行政書士の仕事を紹介する記事が掲載されました。朝日学生新聞社が運営するWebサイト「おしごとはいくぶつかん」( <https://oshihaku.jp/> )でも、おしごと年鑑に掲載されたお仕事紹介記事が閲覧できますので、是非御覧ください。

行政書士紹介ページ(本記事は2026年5月時点で作成したものです。)

行政書士の業務について子どもにも  
わかりやすく説明されています。



## おしごと年鑑とは

企業・団体等からの協賛を得て、小・中学校の児童・生徒に向けたキャリア教育用副教材として毎年改訂・発刊されている書籍であり、全国の小・中学校等へ寄贈され、授業の中で活用されています。

—2025年度実績— 協賛：113社 寄贈：72,500部

# VOD紹介「事業継続力強化計画認定制度についての事業者支援セミナー」 「事業継続力強化計画認定制度について」

＜中央研修所＞

今月は業務研修〈中小企業支援〉講座の中から、「事業継続力強化計画認定制度についての事業者支援セミナー（2026年3月配信）」と「事業継続力強化計画認定制度について（2025年3月配信）」の2本の講座を御紹介します。

日本では地震や風水害など、事業継続を脅かすリスクが常態化しており、災害対策は事業者が当然に取り組むべき課題となっています。行政書士は、許認可申請などの手続にとどまらず、日頃から関わりのある事業者に対し、事業継続力強化計画の重要性を伝え、災害対策に着手する「きっかけ」を提案できる立場にあります。

事業継続力強化計画には、自然災害や感染症だけでなく、サイバー攻撃への対応も含まれます。近年では企業や自治体へのサイバー攻撃により、インフラやサプライチェーンが混乱する事例が多発しており、中小企業にとっても看過できないリスクとなっています。こうした多様なリスクを踏まえた計画策定支援は、行政書士にとって新たな業務分野といえます。

本研修を受講される際は、まず「事業継続力強化計画認定制度についての事業者支援セミナー（2026年3月配信）」を視聴し、制度の概要や最新の動向を把握することをお勧めします。その上で、「事業継続力強化計画認定制度について（2025年3月配信）」に収録されている「事業継続力強化計画策定支援講座」も、是非併せて御視聴ください。こちらでは、計画策定時の注意点や修正が生じやすいポイント、効果的なヒアリングの進め方などについて、支援者の視点から具体的に解説されており、実務に役立つ内容となっています。

なお、制度や関連する補助金等は常に見直しが行われています。実際に業務として関与する際には、経済産業省や関係省庁、日本行政書士会連合会等が公表する最新情報を必ず御確認ください。

## ● 研 修 情 報 ●

### ・ 事業継続力強化計画認定制度についての事業者支援セミナー

**講義内容** （役職は収録当時のものです）

〈第一部〉事業継続力強化計画認定制度の概要と改正点について

講 師：本田 直也 氏（中小企業庁 経営支援部 経営安定対策室）

講 師：小沼 耕一 氏（独立行政法人中小企業基盤整備機構 中小企業アドバイザー）

〈第二部〉事業継続力強化計画書の策定支援についての座談会

パネラー：本田 直也 氏（中小企業庁 経営支援部 経営安定対策室）

パネラー：小沼 耕一 氏（独立行政法人中小企業基盤整備機構 中小企業アドバイザー）

モデレーター：川村 浩史 氏（日本行政書士会連合会 国際・企業経営業務部企業支援部門）

**講義時間** 約2時間

**受講料** 無料

### ・ 事業継続力強化計画認定制度について

**講義内容** （役職は収録当時のものです）

(1) 事業継続力強化計画認定制度について

講 師：土田 浩史 氏（中小企業庁 経営支援部 経営安定対策室 事業継続力強化計画担当）

(2) 事業継続力強化計画策定支援講座

講 師：小沼 耕一 氏（独立行政法人中小企業基盤整備機構 中小企業アドバイザー）

**講義時間** 約1時間20分

**受講料** 無料

### 《中央研修所研修サイト 視聴方法について》

①「日行連ホームページ」のトップページのバナー又は右記二次元コードから中央研修所研修サイトへアクセス。



←研修サイト  
二次元コード

②「講座一覧＞業務研修＞中小企業支援＞〈中小企業支援〉事業継続力強化計画認定制度についての事業者支援セミナー」又は「講座一覧＞業務研修＞中小企業支援＞〈中小企業支援〉事業継続力強化計画認定制度について」を選択し、該当講座を受講。

1日

水

**常任理事会(6月30日～)****【協議事項】**

- (1) 理事会の議案等について
- (2) 専門員の登用について
- (3) グレーゾーン解消制度による総務省回答に関する確認事項について
- (4) コスモスからの依頼事項について
- (5) 外国人政策に係る要望書について

**大規模災害対策本部会議****【協議事項】**

- (1) 被災者支援活動報告書に基づく支援金の支給について
- (2) その他

**法改正推進本部会議****【協議事項】**

- (1) 行政書士法改正の推進について
- (2) その他

10日

金

**社労税務・生活衛生部門会議****【協議事項】**

- (1) 関係省庁等の訪問について
- (2) 全国担当者会議について
- (3) VOD・セミナーについて
- (4) リーフレットの作成について
- (5) 単位会からの要望書について
- (6) 経済産業省への訪問について
- (7) その他

14日

火

**正副会長会****【協議事項】**

- (1) 常任理事会の協議事項等について
- (2) その他

**常任理事会(～15日)****【協議事項】**

- (1) 理事会の議案等について
- (2) 令和8年度会長会テーマについて
- (3) 文書の閲覧・写しの請求申請書について
- (4) 専門員の登用について

**法改正推進本部会議****【協議事項】**

- (1) 行政書士法改正の推進について
- (2) その他

7日

火

**登録委員会****【登録審査】**

- (1) 審査件数(218件)
- (2) その他

8日

水

**特定行政書士制度普及推進委員会(～9日)**

- (1) 令和8年度予算及び事業計画について
- (2) 令和8年度定時総会における回答・質問について
- (3) プロジェクトチームの設置について
- (4) 特定行政書士業務ハンドブック(仮)の作成について
- (5) 研修事業について
- (6) 特定行政書士業務に関する調査研究について
- (7) 特定行政書士制度のPRについて
- (8) 地方自治体における行政不服申立てに関する相談窓口の設置について
- (9) 総務省への訪問について
- (10) 特定行政書士の英訳表記について
- (11) 行政不服審査法実務セミナー(8/7)への対応について

15日

水

**理事会(～16日)****【議案】**

- |       |                                                       |
|-------|-------------------------------------------------------|
| 第1号議案 | 行政書士職務基本規則の一部改正(案)                                    |
| 第2号議案 | 行政書士補助者規則(準則)の一部改正(案)                                 |
| 第3号議案 | 行政手続法施行に伴う行政書士の登録及び登録の取り消し、登録の抹消並びに標準処理期間等の基準の一部改正(案) |



16日

木

## OSS委員会

### 【協議事項】

- (1) R8年度予算及び事業計画について
- (2) OSSセンター支所看板の設置に伴うVODの刷新について
- (3) 東北、近畿、中国・四国、九州地協での担当者会議について
- (4) R10年1月の自動車手続のDX化(MOTAS更改)について
- (5) PR媒体の作成について
- (6) 行政書士法改正項目について
- (7) その他

## ADR推進本部会議(～17日)

### 【協議事項】

- (1) 令和8年度事業の推進について
- (2) その他

27日

月

## 法務業務部会(～28日)

### 農地・土地利用部門会議

- (1) 令和8年度予算・VOD研修・事業計画について
- (2) 全国農業会議所との覚書締結について
- (3) 全国担当者会議について
- (4) 農地法に係る手続に関する単位会へのアンケートの結果について
- (5) 盛土規制法に係る会員へのアンケートの結果について
- (6) 今後の省庁等訪問について
- (7) その他

### 知的財産部門会議

#### 【協議事項】

- (1) 令和8年度事業計画について
- (2) 関係省庁・関連団体の訪問等について
- (3) 全国担当者会議の開催について
- (4) VOD・セミナーについて
- (5) 令和9年度知財功労賞の推薦依頼について
- (6) その他

22日

水

## 登録委員会

### 【登録審査】

- (1) 審査件数(167件)
- (2) その他

## 国際部門会議

### 【協議事項】

- (1) 令和8年度事業計画について
- (2) 関係省庁・関連団体の訪問について
- (3) 各地協との担当者会議の開催について
- (4) VOD・セミナーについて
- (5) 照会案件について
- (6) その他

28日

火

## デジタル推進本部会議

### 【協議事項】

- (1) 今期の各WGの具体的な事業活動内容について
- (2) Gビズポータル説明会・体験会の進行内容について

## 企業支援部門会議

### 【協議事項】

- (1) 令和8年度事業計画について
- (2) 関係省庁・関連団体の訪問について
- (3) VOD・セミナーについて
- (4) 照会案件について
- (5) パンフレットの改訂について
- (6) その他

## 法規監察部会

### 【協議事項】

- (1) 照会案件等について
- (2) その他

23日

木

## 広報部会(～24日)

### 【協議事項】

- (1) 令和8年度広報部事業計画及び予算の確認について
- (2) 令和8年度各事業の具体的推進について
- (3) 日本行政関連事項について
- (4) ホームページの改修について
- (5) 広報月間関連文書について
- (6) 行政書士制度PRポスター・PR動画について
- (7) (一財)日本宝くじ協会への助成申請について
- (8) その他

## 総務部会

### 【協議事項】

- (1) 令和8年度事業執行スケジュールについて
- (2) 令和8年度総務部会開催日程について
- (3) 令和8年度会長会のテーマ及びアンケートについて
- (4) 単位会からの照会について
- (5) 定時総会対応等について
- (6) カスハラ対応指針について
- (7) 処分情報の公表について
- (8) 会員情報のHP非公表対応について
- (9) 学識者懇談会の開催について
- (10) 職務上請求書取扱説明書について
- (11) 一般倫理研修について
- (12) 補助者について
- (13) 諸規則の改正について
- (14) 特定行政書士の英語表記について

31日

金

## 運輸交通部門会議

### 【協議事項】

- (1) 今年度の事業計画・予算について
- (2) 封印委託制度について
- (3) 単位会からの検討依頼
- (4) 単位会からの照会について
- (5) トラック運送業をとりまく現状及びトラック適正化二法について
- (6) 貨物自動車運送事業の許可更新制について
- (7) 今年度のVOD収録について
- (8) 全国担当者会議について
- (9) その他



## 本会ホームページの行政書士会員検索への 「主な取扱い業務」の登録についての御案内



会員専用サイト「連con」では、本会ホームページの行政書士会員検索における「取扱い業務から探す」の「主な取扱い業務」を任意で登録することができます。一般の方が行政書士を探す際の助けとなる大変便利な機能です。

行政書士会員であれば、どなたでも連conの「マイページ」の編集画面内にある「主な取扱い業務」から御登録いただけます。その登録方法及び掲載場所について、次のとおり御案内いたします。

※連conにログインするには利用登録が必要です。

**登録方法（連con）**

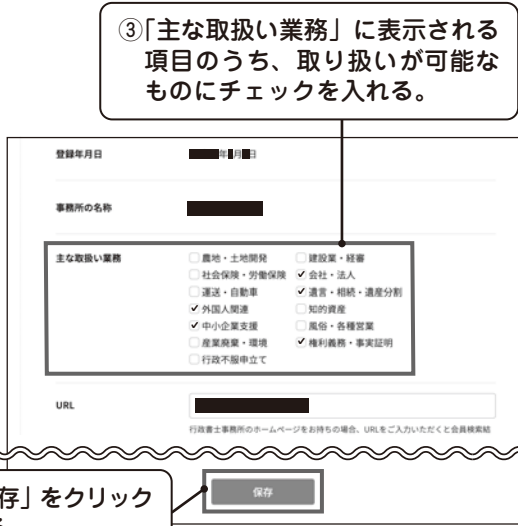


<https://www.gyosei.or.jp/user/login>



①ログイン後に右上の氏名をクリックしてマイページに遷移する。

②「変更する」をクリックしマイページの編集画面へ遷移する。



③「主な取扱い業務」に表示される項目のうち、取り扱いが可能なものにチェックを入れる。

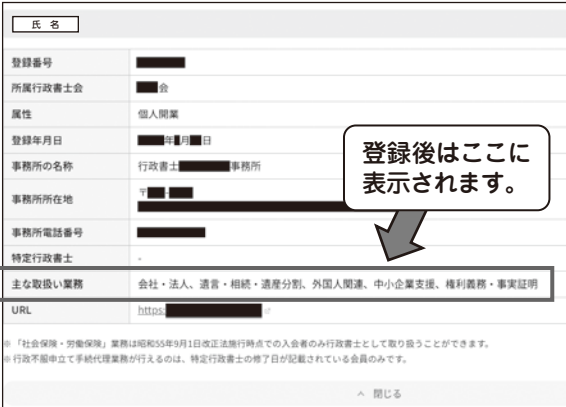
④「保存」をクリックする。

### 掲載場所（ホームページ）



①「行政書士を探す」をクリックする。

②検索項目のいずれかを入力（完全一致）し「利用上の注意」を確認し「検索」をクリックする。



登録後はここに表示されます。





## 成年後見制度改正

### ～改正の要点と行政書士に求められる対応～

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター

常任理事（研修・相談委員長） 本間 大介



令和8年6月17日、「民法等の一部を改正する法律」（成年後見・遺言制度の見直し）が成立し、6月24日に公布されました。このうち、成年後見制度に関する部分は、公布から2年6か月以内に施行されることとなっており、令和10年中の施行が見込まれています。

今回の改正は、平成12年施行以来初めての抜本的見直しであり、制度の理念・構造・運用が大きく変わります。その背景には、従来の成年後見制度が、一度利用を開始すると原則として終了することができず、本人の自己決定権が必要以上に制限されるため、制度利用の障壁となっていたという指摘があります。

今回の改正では、「本人にとって必要な範囲・期間で制度利用を可能にすること」が中心の理念として掲げられています。これにより、本人の自己決定を最大限尊重しつつ、必要な支援を柔軟に提供できる制度へと再構築されます。

現行制度の事理弁識能力の程度によって分かれていた「後見」「保佐」「補助」の三類型は廃止され、「補助」に一本化されます。包括的代理権によらない制度として、本人に必要な特定の法律行為についてのみ個別に代理権を付与するオーダーメイド型となります。これにより、本人にとって必要な範囲で制度利用を可能とし、自己決定に対する必要以上の制限が防止されます。なお、例外的に、補助を開始した者が、事理弁識能力を欠く常況にある者で、かつ必要があると認定されるときには、法定の重要な財産行為についていずれも取消可能とする仕組み（特定補助の仕組み）を選択して利用することが可能です。

また、現行制度では、後見開始後は本人の死亡まで継続することが原則でしたが、改正後は、家庭裁判所が制度利用の必要がなくなったと認めれば終了するこ

とができるという「必要な期間だけ使う」制度へ転換することになります。

そのほかにも本人の自己決定の更なる尊重を図るため、家庭裁判所が補助人の選任時に考慮すべき要素の冒頭に「本人の意見」が規定され、解任事由に「本人の利益のために特に必要があるとき」が追加されるとともに、補助人がその職務を遂行する際に、本人に情報を提供し、本人から話を聞く等の適切な方法により、本人の意向を把握するようにしなければならないことが明確化されました。

また、任意後見契約に関する法律の主な改正点は次のようになります。

- ・ 本人が選任する任意後見人を監督する機関として任意後見監督人が必須であったが、家庭裁判所が明らかに任意後見監督人による監督の必要がないと認めるときは、任意後見監督人を選任せず、家庭裁判所が直接監督することが可能になる。
- ・ 法定後見の利用を開始すると任意後見契約が終了していたが、補助の制度の利用を開始しても任意後見契約の存続を容認し、任意後見契約の十分な活用が可能になる。
- ・ 本人と任意後見受任者との間で任意後見契約の効力を発生させる順序を定める合意が可能になる。
- ・ 本人が公正証書によって指定した者も任意後見契約を発効させる裁判手続の申立てをすることが可能になる。

コスモスでは従来より、財産管理のみならず、本人の意向を丁寧に聞き取り、身上保護を重視した寄り添い型の支援を行ってきました。今回の改正で重視される「本人の意思決定支援」は、正にコスモスが目指し



てきた支援理念と整合するものです。

地域に密着した法律専門職として、本人の話を丁寧に聞き取り、生活状況を踏まえた支援を行う行政書士の役割は、改正後ますます重要になると考えられます。

令和10年にはこの改正法が施行されることとなりますが、施行後も現在利用中の現行制度は基本的には現行法の内容で利用継続が可能となっています。そのため、しばらくの間は現行法による成年後見制度と改正法による制度が並存する形となります。すなわち今後は現行制度への理解を深めるとともに改正後の新制度への対応をする必要があります。

後見業務に携わっていると、案件ごとに個別・具体的に検討し、判断していかなければならない場面が多くあります。コスモスでは、改正法施行後の新しい制度に会員が対応できるよう、研修を通じて会員のスキルアップを図っていきたいと考えています。

### コスモスへの入会の御案内

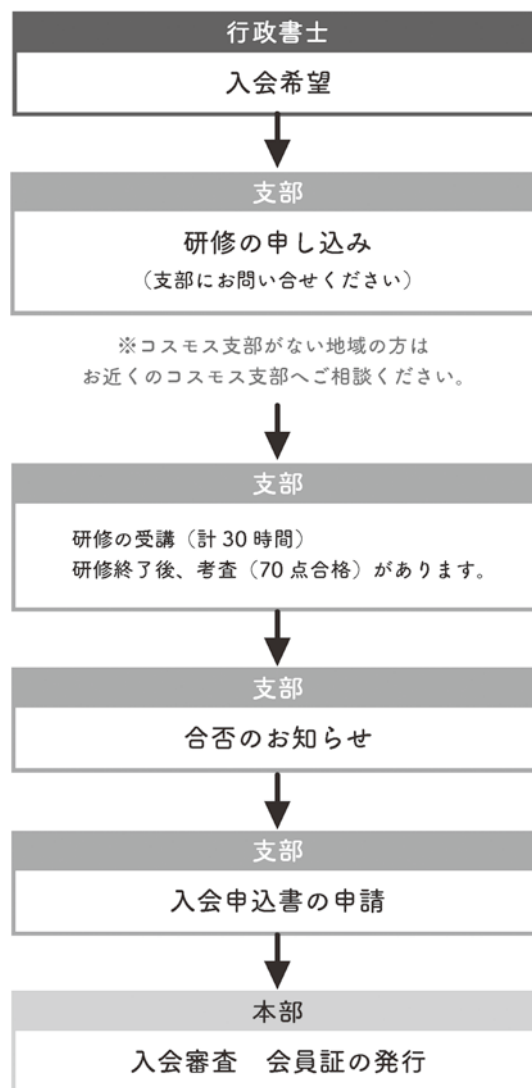
公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター（以下「コスモス」という。）では、成年後見制度を通じ、高齢者、障がい者等の権利の擁護・福祉の増進に寄与するため、成年後見人等の養成・指導・監督、後見人候補者の推薦、成年後見制度の普及啓発活動を行っています。

現在、3,000名以上の会員で活動することを目指し、正会員を募集しています。コスモスの活動目的を御理解の上、是非御入会ください。（入会手続については、ホームページを御覧ください。<https://cosmos-sc.or.jp/entry.html>）

- ・行政書士がコスモスに入会するためには、原則として入会前研修（30時間）を受講の上、審査に合格する必要があります。
- ・入会金 10,000 円、年会費 24,000 円を御負担いただきます。
- ・成年後見賠償責任補償制度への加入が必要です（年間保険料 5,810 円）。
- ・入会後は、受託している成年後見業務について、年 4 回の業務報告を行う必要があります。また、義務研修として年間 10 単位の研修を受講していただきます。

入会前研修の実施時期などの詳細については、お近くのコスモス支部までお問い合わせください。

### 入会までの流れ（行政書士）



### 賛助会員

当法人の活動を支えてくれる賛助会員を募集しています。

・個人、法人の皆様（行政書士に限りません）

・年会費 24,000円から（1口12,000円。2口以上）

※後見人等の受任はできませんが、会員向けの研修の受講ができます。

### コスモス成年後見サポートセンターの現状 （令和8年7月1日）

会 員 数 2,748 名（個人正会員数）  
支 部 全国 42 支部  
受任件数 6,499 件

# 行政書士業務パンフレットの御案内

日行連広報部では、行政書士制度を国民に広く周知することを目的として、行政書士業務パンフレットを作成しました。

本パンフレットは、従来の「行政書士活用ガイド」の改訂を検討する中で、広報ツールとしての利便性を第一に考え、相談内容に応じて業務を御紹介いただけるよう、主な業務別に作成しています。

会員の皆様や各单位会において、必要に応じてそれらを組み合わせて活用していただけるよう、会員専用サイト「連 con」の「ライブラリ」内「パンフレット等」のページに PDF データを公開していますので、是非御活用ください。

## 掲載ページ

会員専用サイト「連 con」>ライブラリ>パンフレット等  
<https://www.gyosei.or.jp/members/library/panf>



# 会員の動き

## 登録者数（令和8年8月初日現在）

| 合 計       | 55,770 名 |          |   |         |
|-----------|----------|----------|---|---------|
| 内 訳       | 男        | 45,987 名 | 女 | 9,783 名 |
| 個人事務所開業   | 男        | 42,715 名 | 女 | 8,647 名 |
| 行政書士法人社員  | 男        | 2,419 名  | 女 | 491 名   |
| 個人使用人行政書士 | 男        | 471 名    | 女 | 338 名   |
| 法人使用人行政書士 | 男        | 382 名    | 女 | 307 名   |

## 法人会員（令和8年8月初日現在）

|                  |       |
|------------------|-------|
| 法人会員数            | 1,834 |
| 法人事務所数           | 2,126 |
| 主たる事務所数（行政書士法人数） | 1,535 |
| 従たる事務所数          | 591   |

## 異動状況（令和8年7月中の処理件数）

| 新規登録 | 合 計 | 379 名 |       |
|------|-----|-------|-------|
|      | 内 訳 | 男     | 282 名 |
|      |     | 女     | 97 名  |
| 登録抹消 | 合 計 | 128 名 |       |
|      | 内 訳 | 男     | 110 名 |
|      |     | 女     | 18 名  |
| 抹消内訳 | 廃 業 | 97 名  |       |
|      | 死 亡 | 30 名  |       |
|      | その他 | 1 名   |       |

## 御協力をお願い～日本行政を正確・迅速にお届けするために～

日本行政は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記して発送しています。

- お届け先に事務所名の表示のみで会員氏名の表示がないため返送される事例が多くあります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示してください。
- 事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届けください。

広報部では日本行政が返送されてきた場合は、所属単位会に宛名の調査依頼を行うとともに、それが確認されるまで発送を停止いたします。

- 発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合は、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される変更登録申請の処理結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問い合わせください。

- 発送停止期間中の紙版のバックナンバーを希望される場合は、在庫管理上、直近発行号を含む最長6か月まで（令和7年度以降は奇数月号に限る）とさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

## 広報部員のひとり言

from EDITORS（吉田）

過日、小倉百人一首競技かるたの全国女流選手権大会を観戦してきました。毎年福井県のあわら温泉で開催されている大会です。競技かるたは、百首ある句のうち半分の札を使い、2名で25枚ずつに分け合い、それぞれが並べた札を取り合うという競技です。自陣に並べられた札を相手より先に無くすことで勝敗を決します。

競技が開始されると、読手が句を読み始めるまでの時間は静寂に包まれます。しかしながら、読手が句を読み始めた瞬間、素早く札を取るために一斉に動き始めます。言わば静と動から成る競技です。静の時間では、札の配置やその暗記など、いかに勝利するか戦略を立てることが求められています。動の時間では、いかに相手より先に札に触れるかに集中し、札への最短距離で腕を伸ばします。

行政書士業界では、改正行政書士法が施行され、改正までの静の時期から、改正法の効果を十分に活用した会務の執行や、個々の業務を行う動の時期に入っています。

今後も行政書士業界の発展に、僅かではありますが寄与していきたいと考えています。

## 月刊 日本行政 9月号

第646号 令和8年8月25日発行

発行人 宮本 重則  
 発行所 日本行政書士会連合会  
 〒105-0001  
 東京都港区虎ノ門四丁目  
 1番28号  
 虎ノ門タワーズオフィス10階  
 TEL 03-6435-7330  
 FAX 03-6435-7331  
 製作・印刷 日本印刷株式会社

【広報部】 部長 伴 将史  
 次長 奥野慎太郎  
 部長 成田真利子  
 大 門 則亮  
 益 子 光宣  
 吉 田 明浩  
 野 崎 晃





月刊 **日本行政** 9月号

令和8年8月25日発行(毎月1回)

発行所：日本行政書士会連合会

発行人：宮本 重則

編集人：伴 将史

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号  
虎ノ門タワーズオフィス10階